

管内状況報告書

令和4年11月10日

広島高等裁判所岡山支部

岡山地方裁判所

岡山家庭裁判所

岡山簡易裁判所

目 次

1 沿革略史	1
2 管轄区域図	5
3 管轄区域及び人口一覧表	6
4 岡山地方裁判所管内検察審査会一覧表	7
5 庁舎案内図	8
6 庁舎配置図	9
7 裁判官配置表	
(1) 広島高等裁判所岡山支部	10
(2) 岡山地方裁判所	11
(3) 岡山家庭裁判所	12
(4) 岡山簡易裁判所	13
8 裁判官及び一般職職員の現在員数	
(1) 広島高等裁判所岡山支部	14
(2) 岡山地方裁判所	15
(3) 岡山家庭裁判所	16
9 調停委員現在員数	
(1) 岡山地方裁判所	17
(2) 岡山家庭裁判所	18
10 事件統計表等	
〔高裁支部関係〕	
(1) 民事訴訟事件推移表	19
(控訴・上告・再審・行政一審・行政控訴・行政再審)	
(2) 民事抗告事件推移表 (抗告・行政抗告)	20
(3) 刑事訴訟事件推移表 (控訴・再審)	21
(4) 刑事抗告事件推移表	22
(5) 高裁支部・民事事件長期未済事件調査表	23
(6) 高裁支部・刑事事件長期未済事件調査表	24
〔地裁関係〕	
(1) 地裁民事訴訟事件	25
(2) 地裁民事訴訟 (一審通常訴訟) 新受事件数 (平成29年を100とした場合の変遷)	26
(3) 民事執行事件	27
(4) 民事執行事件新受事件数 (平成29年を100とした場合の変遷)	28
(5) 破産事件	29

(6) 労働審判事件	30
(7) 配偶者暴力保護命令事件（広島高裁管内）	31
(8) 配偶者暴力保護命令事件（岡山地裁管内）	32
(9) 地裁刑事訴訟事件	33
(10) 地裁刑事訴訟（一審通常）新受事件数 （平成29年を100とした場合の変遷）	34
(11) 裁判員裁判対象事件の罪名別新受人員	35
(12) 地裁・民事事件長期未済事件調査表	36
(13) 地裁・刑事事件長期未済事件調査表	37
〔簡裁関係〕	
(1) 簡裁民事訴訟事件（少額訴訟を除く。）	38
(2) 簡裁少額訴訟事件	39
(3) 簡裁民事調停事件	40
(4) 督促事件（新受）	41
(5) 簡裁刑事訴訟事件	42
(6) 略式事件（新受）	43
(7) 簡裁・民事事件長期未済事件調査表	44
(8) 簡裁・刑事事件長期未済事件調査表	45
〔家裁関係〕	
(1) 家事審判事件	46
(2) 家事審判断新受事件数 （平成29年を100とした場合の変遷）	47
(3) 家事調停事件	48
(4) 家事調停新受事件数 （平成29年を100とした場合の変遷）	49
(5) 遺産分割事件	50
(6) 人事訴訟事件	51
(7) 少年一般保護事件	52
(8) 少年一般保護新受事件数 （平成29年を100とした場合の変遷）	53
(9) 少年道路交通保護事件	54
(10) 家事事件長期未済事件調査表	55
(11) 少年事件長期未済事件調査表	56
(12) 人事訴訟・通常訴訟事件長期未済事件調査表	57
〔検察審査会関係〕	
検察審査事件	58

沿革略史

1 裁判所の設置

年月日	摘要	
	地方裁判所	簡易裁判所
	本庁	支 部
明治 9. 10. 3	岡山県は神戸裁判所の管轄に属し、神戸裁判所岡山支庁が設置された。裁判所の名称、位置及び管轄が改正されて、岡山始審裁判所及び津山始審裁判所が設置され、大阪控訴裁判所の管轄に属した。	岡山、牛窓、玉野 片上（後に備前と改称）
明治15. 1. 1		玉島（乙号）
明治16. 2. 1		笠岡（〃）
明治23. 11. 1		高梁（〃）
明治38. 3. 11		新見（〃）
昭和22. 5. 3		津山（甲号）
		勝山（乙号）
昭和23. 10. 1	昭和23年2月20日付最高裁判所規則第1号高等裁判所支部設置規則に基づき昭和23年10月1日広島高等裁判所岡山支部が設置された。	
昭和23. 11. 29	政令353号により岡山、玉島、笠岡、高梁、新見、津山に検察審査会が設置された。	
昭和24. 1. 1	昭和23年12月7日法律第233号に基づき、岡山市に岡山家庭裁判所が設置され、同時に管内に次の6支部が設置された。 津山支部（甲号） 玉島支部（乙号） 笠岡支部（〃） 高梁支部（〃） 新見支部（〃） 勝山支部（〃）	
昭和24. 7. 1	児島簡易裁判所が設置された。	
昭和26. 1. 1	岡山家庭裁判所井原出張所が設置された。	
昭和27. 10. 10	岡山家庭裁判所林野出張所が設置された。	
昭和28. 4. 1	岡山家庭裁判所笠岡支部において少年保護事件の審判に関する事務を取り扱う（特乙号）ことになった。	
昭和28. 10. 1	岡山地方・家庭裁判所倉敷支部（乙号）が設置された。	

昭和29. 5. 1	岡山家庭裁判所林野出張所の名称が岡山家庭裁判所美作出張所と変更された。
昭和30. 4. 1	岡山家庭裁判所玉野出張所が設置された。
昭和33. 1. 1	岡山家庭裁判所備前出張所が設置された。
昭和39. 4. 1	岡山家庭裁判所児島出張所が設置された。
昭和47. 9. 1	岡山地方裁判所玉島支部が廃止され、その管轄区域は倉敷支部に編入された。 岡山家庭裁判所玉島支部が廃止され、玉島出張所が設置された。 玉島検察審査会は倉敷検察審査会と改称された。
昭和63. 5. 1	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律の施行により、牛窓簡易裁判所及び備前簡易裁判所が廃止され岡山簡易裁判所に、井原簡易裁判所が廃止され笠岡簡易裁判所に、美作簡易裁判所が廃止され津山簡易裁判所にそれぞれ統合された。 また、岡山家庭裁判所備前出張所が廃止され岡山家庭裁判所本庁に、岡山家庭裁判所井原出張所が廃止され岡山家庭裁判所笠岡支部に、岡山家庭裁判所美作出張所が廃止され岡山家庭裁判所津山支部にそれぞれ編入された。
平成 2. 4. 1	地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則の一部を改正する規則並びに検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令の一部を改正する政令の施行により、岡山地方裁判所笠岡支部、笠岡検察審査会が廃止され岡山地方裁判所倉敷支部、倉敷検察審査会に、岡山地方裁判所高梁支部、高梁検察審査会が廃止され岡山地方裁判所、岡山検察審査会に、岡山地方裁判所勝山支部が廃止され岡山地方裁判所津山支部にそれぞれ統合された。 また、岡山家庭裁判所笠岡支部が廃止され、笠岡支部の事件については、少年事件は岡山家庭裁判所本庁に、家事事件は岡山家庭裁判所倉敷支部にそれぞれ編入された。 岡山家庭裁判所高梁支部が廃止され、岡山家庭裁判所本庁に、岡山家庭裁判所勝山支部が廃止され、岡山家庭裁判所津山支部にそれぞれ編入された。 岡山家庭裁判所笠岡出張所（受付出張所）が設置された。
平成19. 4. 1	岡山地方裁判所倉敷支部及び岡山地方裁判所新見支部の執行事件（執行官が取扱う事件を除く。）が本庁に集約となる。
平成21. 4. 1	新見検察審査会が廃止され、岡山検察審査会に統合された。

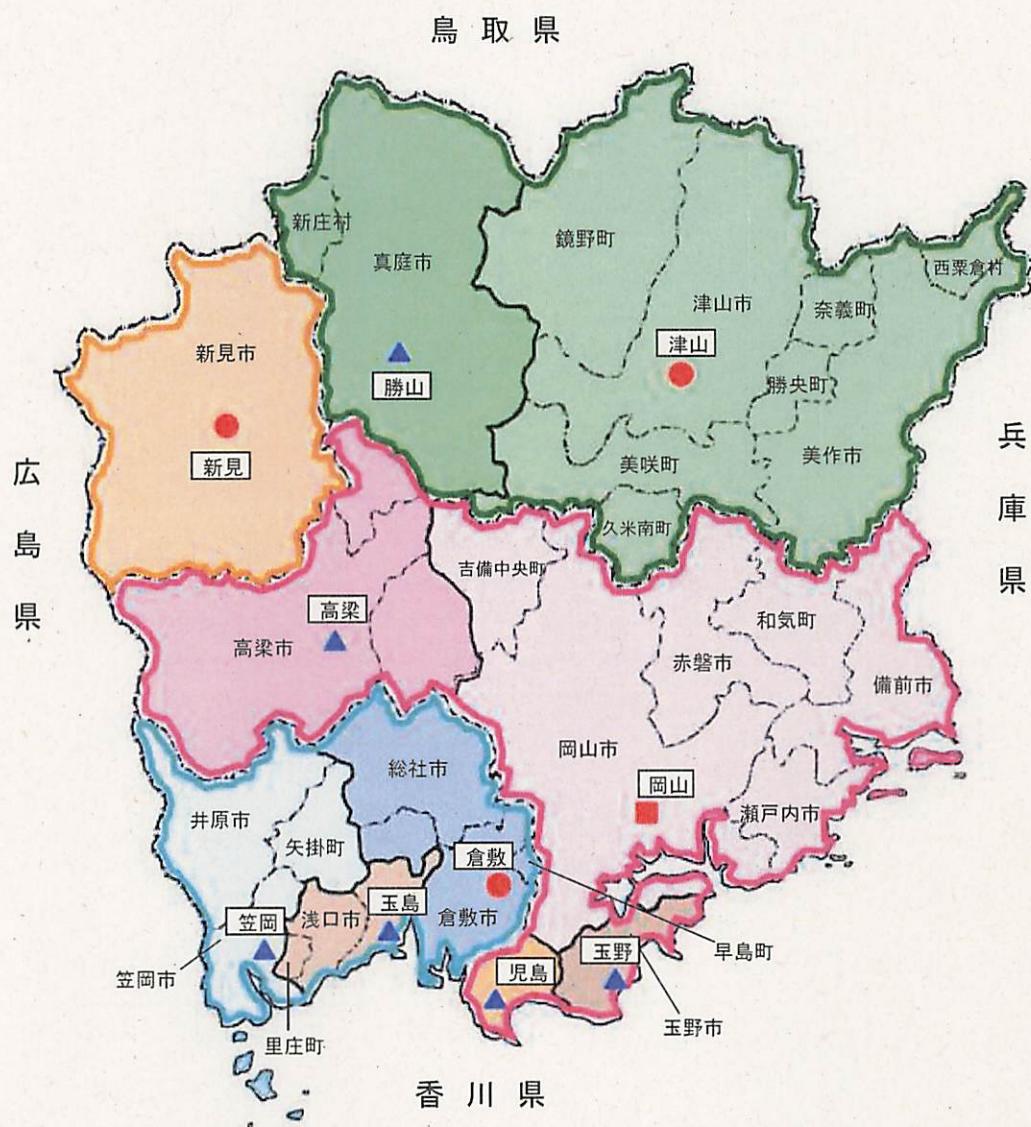
2 庁舎

年 月 日	摘要
明治 9. 11. 24	神戸裁判所岡山支庁が岡山市弓之町 90 番地に設置された。
明治10. 10. 22	神戸裁判所岡山支庁並びに御野区裁判所庁舎が岡山市弓之町に竣工した。
明治29. 3. 28	岡山地方裁判所の木造瓦葺平家建庁舎が岡山市弓之町 125 番地に竣工した。
昭和20. 6. 29	上記庁舎は戦災により焼失した。被災後、岡山市浜の元岡山保護観察所で執務した。
昭和20. 9. 1	岡山地方裁判所は岡山市門田屋敷 141 番地三軒小学校校舎の一部を借り受け執務した。

昭和22. 12.	岡山地方裁判所の木造瓦葺2階建庁舎が戦災跡の岡山市弓之町125番地に竣工した。
昭和23. 10.	広島高等裁判所岡山支部が岡山市弓之町125番地岡山地方裁判所庁舎の一部を借り受け開庁した。
昭和24. 1. 1	岡山家庭裁判所が岡山市弓之町125番地岡山地方裁判所庁舎階上西側3室を使用した。
昭和24. 7.	岡山家庭裁判所は同庁舎階上東側8室に移転した。
昭和24. 8.	岡山市天神町8番51号に広島高等裁判所岡山支部新庁舎建築の第一期工事（事務棟の一部及び法廷棟）が着工され、昭和25年1月に竣工した。
昭和25. 3.	広島高等裁判所岡山支部は天神町の新庁舎で執務を開始した。
昭和26. 1.	岡山家庭裁判所は検察庁南側調査室5室（36坪）を借り受け分室として使用した。
昭和26. 6.	岡山家庭裁判所専任所長の発令に伴い所長室として岡山地方裁判所庁舎階上1室（10坪）を使用した。
昭和26. 6.	広島高等裁判所岡山支部は第二期工事（事務棟の一部）に着工した。
昭和27. 1.	同支部の第二期工事が完了し、 木造瓦葺一部鉄筋ブロック造2階建 建築面積 1, 036 平方メートル 延面積 1, 873 平方メートル 敷地面積 3, 021 平方メートル の新庁舎が竣工した。
昭和27. 4.	岡山家庭裁判所は岡山市桑田町一丁目2番地岡山県農協会館の建物の一部2階建1棟（延207坪）を賃借した。
昭和27. 6. 29	岡山家庭裁判所は岡山県農協会館からの借上庁舎に移転した。
昭和28. 3.	岡山家庭裁判所は借上庁舎に隣接している南側の建物1棟を借り上げ、裁判官室及び家事部を移転した。
昭和33. 3. 1	岡山地方・家庭・簡易裁判所庁舎が岡山市南方一丁目8番101番地に竣工した。 敷 地 10, 325. 7 平方メートル 庁 舎 鉄筋コンクリート3階建外 建 坪 2, 673 平方メートル 延 坪 7, 342. 5 平方メートル
昭和54. 3. 29	岡山地方・家庭・簡易裁判所は事務棟（中棟）一棟の増築と、既存の事務棟、法廷棟の内部改修を施工した。 敷 地 15, 099 平方メートル 庁 舎 広島高等裁判所岡山支部庁舎敷地の所属替により拡張 鉄筋コンクリート3階建外 建 坪 3, 814 平方メートル 増築に伴うもの（中棟） 延 坪 10, 030 平方メートル
昭和54. 5.	広島高等裁判所岡山支部は、岡山市南方一丁目8番2号に、 鉄筋コンクリート造3階建 延面積 1, 936 平方メートル 敷地面積 2, 804 平方メートル の建物が完成し、この土地・建物を岡山県より譲り受け、天神町の旧庁舎から移転して、昭和54年5月26日から執務を開始した。

昭和61. 2. 25	岡山地方・家庭・簡易裁判所は敷地を 15, 338 平方メートルに拡張した（岡山地裁七番町西宿舎跡地を庁舎敷地に用途変更）。
昭和62. 3. 25	岡山地方・家庭・簡易裁判所は法廷棟（北棟）北側外壁改修及び防水工事を施工した。
昭和62. 12. 25	岡山地方・家庭・簡易裁判所は法廷棟（北棟）の内装改修工事及び事務棟（南棟）外壁補修工事を施工した。
平成 4. 3. 18	岡山地方・家庭・簡易裁判所は肢体不自由者設備としてエレベーター（油圧式）を事務棟（南棟 1F～3F）の地裁正面玄関フロアに新設した。
平成 6. 11. 30	岡山地方・家庭・簡易裁判所は肢体不自由者設備としてエレベーター（油圧式）を事務棟（南棟 1F～3F）の家裁正面玄関奥に増設し、同エレベーター機械室の上の 2F, 3F に倉庫を増設した。その結果、庁舎は以下のとおりとなった。 延床面積 11, 883 平方メートル
平成10. 3. 23	岡山地方・家庭・簡易裁判所は法廷棟（北棟）2F の 21 号法廷を間仕切りし、20 号及び 21 号の各法廷兼審尋室（ラウンドテーブル法廷）を新設する改造工事を施工した。
平成13. 3. 24	岡山地家裁 LAN 基幹線工事及びビデオリンク配線工事を施工し、岡山簡裁、岡山検審を除く全庁 LAN の基幹線が整備された。
平成14. 3. 27	第 154 回通常国会で、平成 14 年度予算が成立し、総工事費 74 億 3678 万 6 千円で、広島高裁岡山支部・岡山地・家裁合同庁舎の新営が認められた。
平成15. 4. 5	仮設庁舎建設着工
平成15. 10. 14	仮設庁舎で執務開始
平成16. 4～11.	埋蔵文化財発掘調査（現場作業）
平成17. 5. 24	広島高等裁判所岡山支部・岡山地・家・簡裁庁舎新営工事着工
平成19. 2. 13	庁舎移転（仮使用開始） 敷 地 15, 338 平方メートル 庁舎構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 6 階建 延床面積 18, 299. 81 平方メートル
平成19. 7. 27	新庁舎竣工
平成20. 3. 25	庁舎敷地 15, 343. 29 平方メートル（実測）
平成20. 9. 29	庁舎敷地 5, 340. 91 平方メートルを財務省に引継 (現在の庁舎敷地 10, 002. 38 平方メートル)
平成29. 11. 17	裁判官当直室新設工事着工
平成30. 3. 6	裁判官当直室完成
平成30. 4. 1	裁判官当直室運用開始

管轄区域図



凡例	区分	庁名	計
■ 本 庁 所在地	支 部	倉敷 ■ 新見 ■ 津山	3
● 支 部 所在地	簡 裁	岡山・玉野※・児島※・玉島※・倉敷・笠岡※※・高梁・新見・津山・勝山	10
▲ 独立簡裁 所在地			

(※は家裁出張所、※※は家裁受付所併設)

管轄区域及び人口一覧表

(令和4年9月1日現在)

序名			管轄区域	人口
本庁	支部	簡裁		
岡山 1,870,146	岡山 845,644	岡山 845,644	岡山市	719,698
			備前市	30,950
			瀬戸内市	35,508
			赤磐市	42,114
			和気郡	13,194
		高梁 38,557	加賀郡吉備中央町(高梁簡易裁判所の管轄区域を除く。)	4,180
			玉野市	54,453
	倉敷 631,981	倉敷 423,196	児島支所のうち倉敷市役所児島支所の所管区域	66,006
			高梁市	27,519
			真庭市のうち旧上房郡北房町の区域	4,734
		玉島 114,034	加賀郡吉備中央町のうち旧上房郡賀陽町の区域	6,304
			倉敷市(倉敷市役所児島支所、玉島支所の各所管区域及び旧浅口郡船穂町を除く。)	341,698
	倉敷 631,981	倉敷 423,196	総社市	69,183
			都窪郡	12,315
		玉島 114,034	倉敷市のうち倉敷市役所玉島支所の所管区域及び旧浅口郡船穂町	70,992
			浅口市	32,185
			浅口郡	10,857
		笠岡 94,751	笠岡市	44,497
			井原市	37,313
			小田郡	12,941
	津山 206,565	新見 26,940	新見市	26,940
			津山市	97,942
		津山 169,235	美作市	25,113
			苦田郡	11,778
		勝田郡	勝央町	10,698
			奈義町	5,480
		久米郡	英田郡	1,338
			久米南町	4,340
		勝山 37,330	美咲町	12,546
			真庭市(高梁簡易裁判所の管轄である旧上房郡北房町の区域を除く。)	36,567
合計				1,870,146

※倉敷市については、令和4年8月末日現在の人口

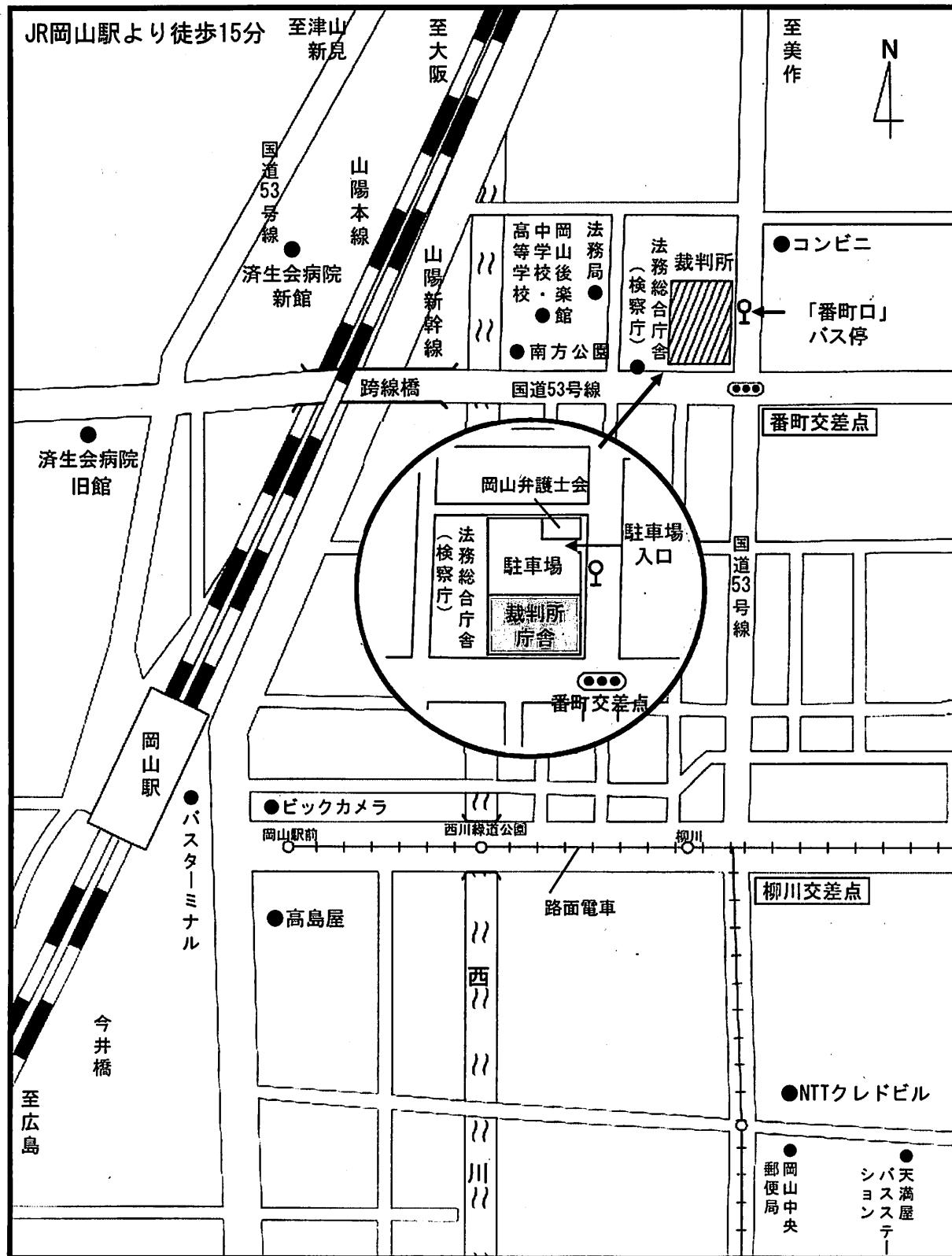
岡山地方裁判所管内検察審査会一覧表

名 称	検察審査会を置くべき地方裁判所及び地方裁判所支部	管 轄 区 域
岡山検察審査会	岡山地方裁判所	岡山簡易裁判所管轄区域 玉野簡易裁判所管轄区域 児島簡易裁判所管轄区域 高梁簡易裁判所管轄区域 新見簡易裁判所管轄区域
倉敷検察審査会	岡山地方裁判所 倉 敷 支 部	倉敷簡易裁判所管轄区域 玉島簡易裁判所管轄区域 笠岡簡易裁判所管轄区域
津山検察審査会	岡山地方裁判所 津 山 支 部	津山簡易裁判所管轄区域 勝山簡易裁判所管轄区域

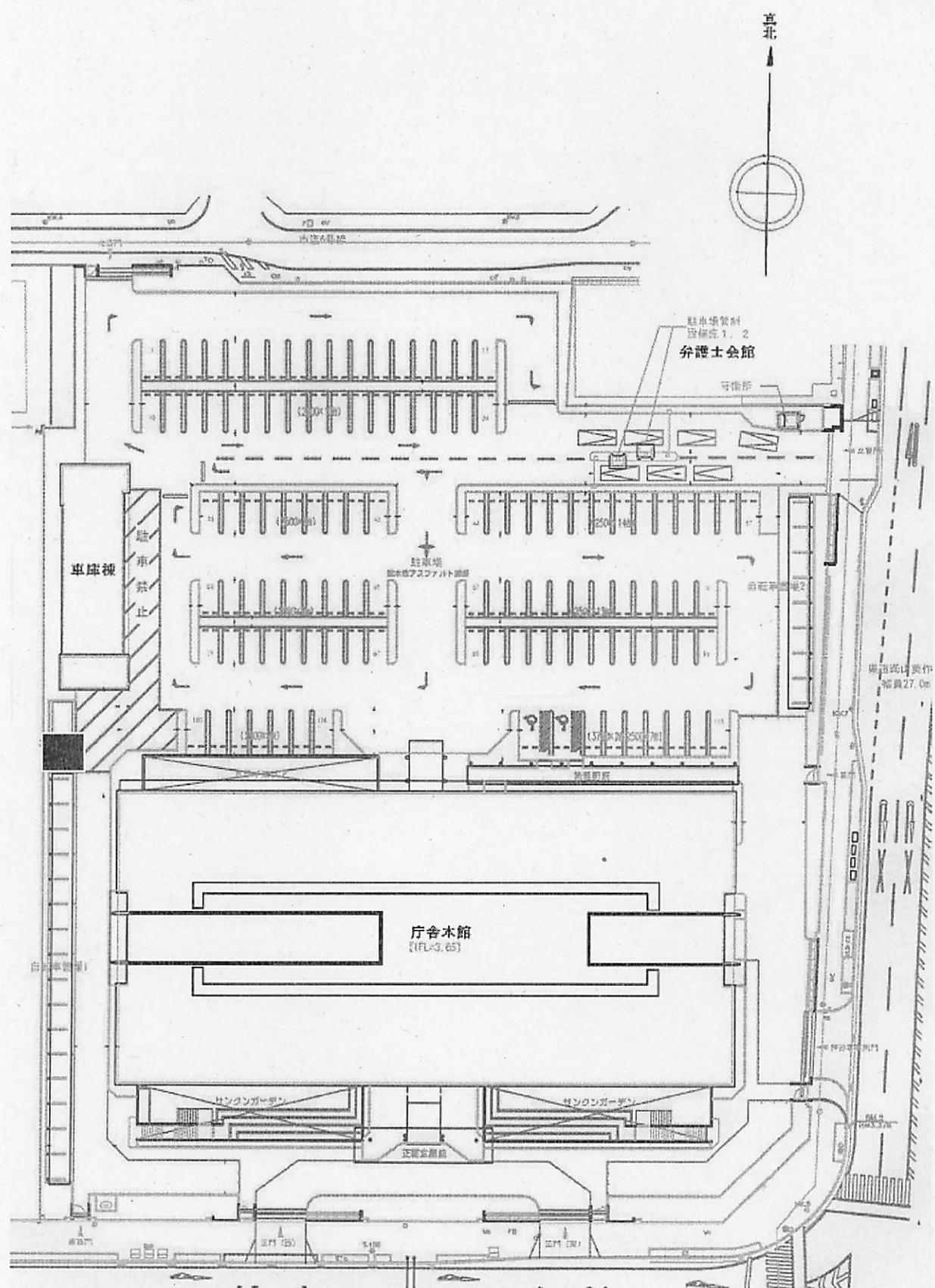
広島高等裁判所岡山支部
岡山地方裁判所
岡山家庭裁判所
岡山簡易裁判所

案 内 図

〒700-0807
岡山市北区南方一丁目8番42号
TEL:086-222-6771



庁舎配置図



裁判官配置表(広島高等裁判所岡山支部)

令和4年10月1日現在

部 名 (補職年月日)	官 職 (期)	氏 名 (年齢)	主 要 担 当 职 務
第1部 (R4.9.21)	判事(部総括) (44 期)	柴田 厚司 (62)	広島高等裁判所の権限に属する事件のうち、岡山地方裁判所及び岡山家庭裁判所の管轄区域内の ・刑事に関する控訴及び抗告事件 ・刑事事件についてした法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件 ・その他の刑事に関する事件 ・民事(労働関係事件を除くその他の通常事件)の控訴事件のうち100分の35。ただし、記録冊数20冊以上のものを除く。
第1部 (H31.4.1)	判事 (47 期)	秋信 治也 (56)	
第1部 (R3.4.1)	判事 (59 期)	重高 啓 (44)	
第2部 (R3.12.13)	判事(支部長) (42 期)	河田 泰常 (61)	同上管轄区域内の ・民事(労働関係事件を除くその他の通常事件)の控訴事件のうち100分の65及び記録冊数20冊以上のもの ・民事(労働関係事件)、行政に関する控訴事件及び抗告(再抗告を除く)事件 ・民事及び行政事件についてした法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件 ・その他の民事および行政に関する事件
第2部 (R4.4.1)	判事 (47 期)	木村 哲彦 (53)	
第2部 (R2.4.1)	判事 (53 期)	渡邊 健司 (50)	

裁判官配置表(岡山地方裁判所)

令和4年10月1日現在

部名 (補職年月日)	官職 (期)	氏名 (年齢)	主要担当職務
単独係 (R3.9.3)	判事(所長) (40期)	阪本 勝 (58)	司法行政事務
第1民事部 (H31.4.1)	判事(部総括) (48期)	奥野 寿則 (56)	合議裁判長、単独2/51
第1民事部 (R4.4.1)	判事 (52期)	大嶺 崇 (46)	合議右陪席、単独10/51
第1民事部 (R3.4.1)	判事 (57期)	玉野 勝則 (44)	合議右陪席、単独10/51
第1民事部 (R3.4.1)	判事補(特例) (新65期)	中村 雅人 (41)	合議右陪席、合議左陪席、単独3/51
第1民事部 (R2.1.16)	判事補 (72期)	大島 真美 (29)	合議左陪席
第2民事部 (R4.4.1)	判事(部総括) (50期)	上田 賀代 (50)	合議裁判長、単独6/51
第2民事部 (R2.4.1)	判事 (54期)	安田 仁美 (47)	合議右陪席、単独10/51
第2民事部 (R2.4.1)	判事 (54期)	小嶋 宏幸 (50)	合議右陪席、単独10/51
第2民事部 (R3.4.1)	判事補 (70期)	橋本 康平 (30)	合議左陪席
第3民事部 (R3.4.1)	判事(部総括) (49期)	真鍋 麻子 (57)	倒産事件、執行事件
第3民事部 (R3.4.1)	判事補(特例) (新65期)	池内 繼史 (37)	倒産事件、執行事件
第1刑事部 (H30.4.1)	判事(部総括) (54期)	倉成 章 (51)	合議裁判長、単独1/10
第1刑事部 (R4.4.1)	判事 (新64期)	横井 裕美 (37)	合議右陪席、単独2/10
第1刑事部 (R2.1.16)	判事補 (72期)	春木 直也 (28)	合議左陪席
第2刑事部 (R3.4.1)	判事(部総括) (53期)	宇田 美穂 (48)	合議裁判長、単独1/10
第2刑事部 (R4.4.1)	判事 (新61期)	吉田 真紀 (43)	合議右陪席、単独3/10
第2刑事部 (R2.4.1)	判事 (新62期)	五十部 隆 (39)	合議右陪席、単独3/10
第2刑事部 (R3.4.1)	判事補 (70期)	松浦 和徳 (31)	合議左陪席

裁判官配置表(岡山家庭裁判所)

令和4年10月1日現在

序名 (補職年月日)	官職 (期)	氏名 (年齢)	主要担当職務
岡山家庭裁判所 (R3.8.7)	判事(所長) (40期)	脇 由紀 (63)	司法行政事務 家事審判(15/100)、家事調停(3/100)、合議(家事・人訴等、少年)
岡山家庭裁判所 (R3.4.1)	判事 (50期)	千賀 順郎 (52)	家事審判(20/100)、家事調停(22/100)、少年審判(一般)(1/10)、親護措置・令状等(1/5)、合議(家事・人訴等、少年)
岡山家庭裁判所 (R2.4.1)	判事 (56期)	皆川 更 (44)	人訴(1/2)、家事審判(13/100)、家事調停(11/100)、合議(家事・人訴等、少年)(尾島出張所へ填補)
岡山家庭裁判所 (R3.4.1)	判事補(特例) (新65期)	池内 雅美 (36)	人訴(1/2)、家事審判(32/100)、家事調停(14/100)、合議(家事・人訴等、少年)
岡山家庭裁判所 (R4.7.16)	判事補(特例) (66期)	関口 恒 (36)	家事審判(6/100)、家事調停(14/100)、簡易送致事件、少年審判(一般)(6/10)、少年審判(交通在宅)、少年審判(交通身柄)(3/5)、親護措置・令状等(2/5)、合議(家事・人訴等、少年)(玉野出張所へ填補)
岡山家庭裁判所 (R4.4.1)	判事補(特例) (68期)	一花 有香里 (33)	家事審判(14/100)、家事調停(36/100)、少年審判(一般)(3/10)、少年審判(交通身柄)(2/5)、親護措置・令状等(2/5)、合議(家事・人訴等、少年)
岡山家庭裁判所 (R4.4.1)	判事(部総括) (50期)	上田 賀代 (50)	家事・人訴等合議 (填補)
岡山家庭裁判所 (R4.4.1)	判事 (52期)	大嶺 崇 (46)	同上
岡山家庭裁判所 (R2.4.1)	判事 (54期)	安田 仁美 (47)	同上
岡山家庭裁判所 (R3.4.1)	判事補(特例) (新65期)	池内 繼史 (37)	同上
岡山家庭裁判所 (R3.4.1)	判事(部総括) (53期)	宇田 美穂 (48)	少年合議 (填補)
岡山家庭裁判所 (H30.4.1)	判事(部総括) (54期)	倉成 章 (51)	同上
岡山家庭裁判所 (R4.4.1)	判事 (新61期)	吉田 真紀 (43)	同上
岡山家庭裁判所 (R4.4.1)	判事 (新64期)	横井 裕美 (37)	同上
岡山家庭裁判所 (R2.4.1)	判事 (新62期)	五十部 隆 (39)	同上

裁判官配置表(岡山簡易裁判所)

令和4年10月1日現在

庁名 (補職年月日)	官職 (任官年月日)	氏名 (年齢)	主要担当職務
岡山簡 (R2.3.25)	簡裁判事(司掌者) (H25.8.1)	岡田 幹雄 (59)	民事事件、刑事事件
岡山簡 (R4.3.25)	簡裁判事 (H21.8.1)	土井 久志 (61)	民事事件、刑事事件(略式、令状事件)
岡山簡 (R3.8.2)	簡裁判事 (H28.8.1)	高藤 昭彦 (57)	民事事件、刑事事件(略式、令状事件)
岡山簡 (R4.3.25)	簡裁判事 (R3.8.1)	大田 浩司 (60)	民事事件、刑事事件(略式、令状事件)
岡山簡(代行) (R2.3.25)	簡裁判事 (H16.8.1)	藤本 慤司 (63)	刑事事件(令状事件のみ) (勝山簡本務、津山簡兼務)
岡山簡(代行) (R4.3.25)	簡裁判事 (H17.8.1)	藤田 満弘 (64)	刑事事件(令状事件のみ) (児島簡本務、玉島簡兼務)
岡山簡(代行) (R2.3.25)	簡裁判事 (R1.8.1)	劍持 誠 (62)	民事事件、刑事事件 (玉野簡本務)
岡山簡(代行) (R4.3.25)	簡裁判事 (R3.8.1)	岩佐 君雄 (56)	刑事事件(令状事件のみ) (新見簡本務、高梁簡兼務)

裁判官及び一般職職員の現在員数

広島高等裁判所岡山支部

令和4年10月1日現在

職種別	員数
裁判官	6
書記官	6
事務官	7
運転手	1
計	20

裁判官及び一般職職員の現在員数

岡山地方裁判所本庁
岡山簡易裁判所
岡山検察審査会

令和4年10月1日現在

府別 職種別	地裁本庁	岡山簡裁	岡山検審	左記合計	岡山地裁 管内合計
裁判官	19	5	0	24	35
書記官	52	16	0	68	106
速記官	0	0	0	0	0
事務官	53	7	8	68	97
運転手	1	0	0	1	2
交換手	1	0	0	1	1
守衛	0	0	0	0	0
府務員	0	0	0	0	0
執行官	3	0	0	3	3
計	129	28	8	165	244

(注1)本務者数を計上

(注2)裁判官については育児休業中の者を含む。

一般職については、休職者及び育児休業中の者を除く。

裁判官及び一般職職員の現在員数

岡山家庭裁判所本庁

令和4年10月1日現在

職種別	庁別	家裁本庁	岡山家裁 管内合計
裁判官		5	8
書記官		29	45
調査官		19	27
事務官		26	32
運転手		1	1
庁務員		0	0
医師		0	0
看護師		1	1
計		81	114

(注1)本務者数を計上

(注2)育児休業中の者及び自己啓発等休業者を除く。

調停委員現在員数

岡山地方裁判所

令和4年10月1日現在

事 項	地裁本庁・岡山簡裁 民事調停委員	岡山地裁管内合計
本務調停委員	42	119(2)
うち	男性	29
	女性	13
兼務調停委員	0	14
うち	男性	0
	女性	0
合 計	42	133(2)
うち	男性	29
	女性	13

※ 兼務調停委員とは、家事調停委員を本務とし、民事調停委員を兼ねている者を示す。

※ ()内の数字は、本務調停委員のうち、他庁の民事調停委員を兼ねている人数を示す。

調停委員現在員数

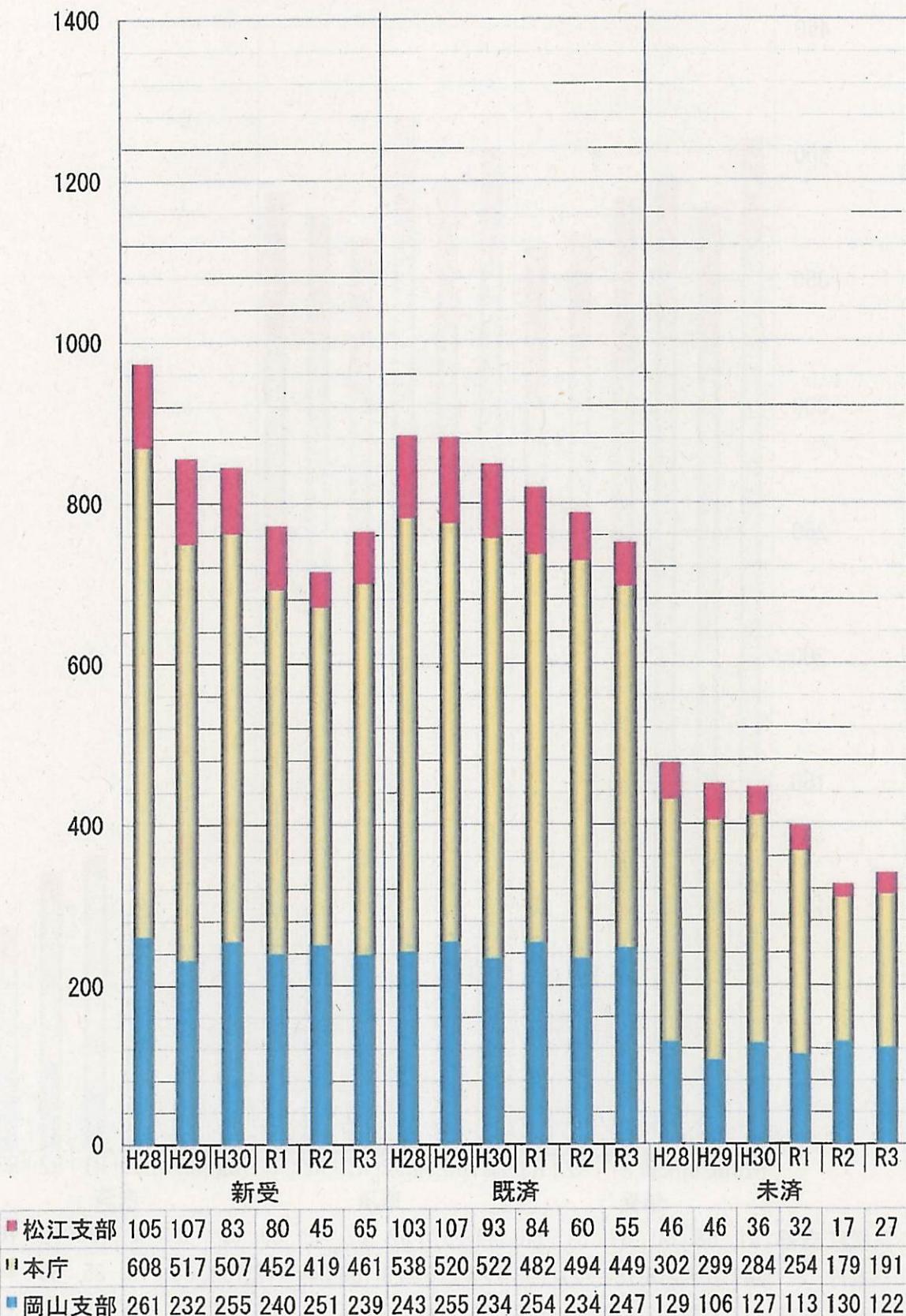
岡山家庭裁判所

令和4年10月1日現在

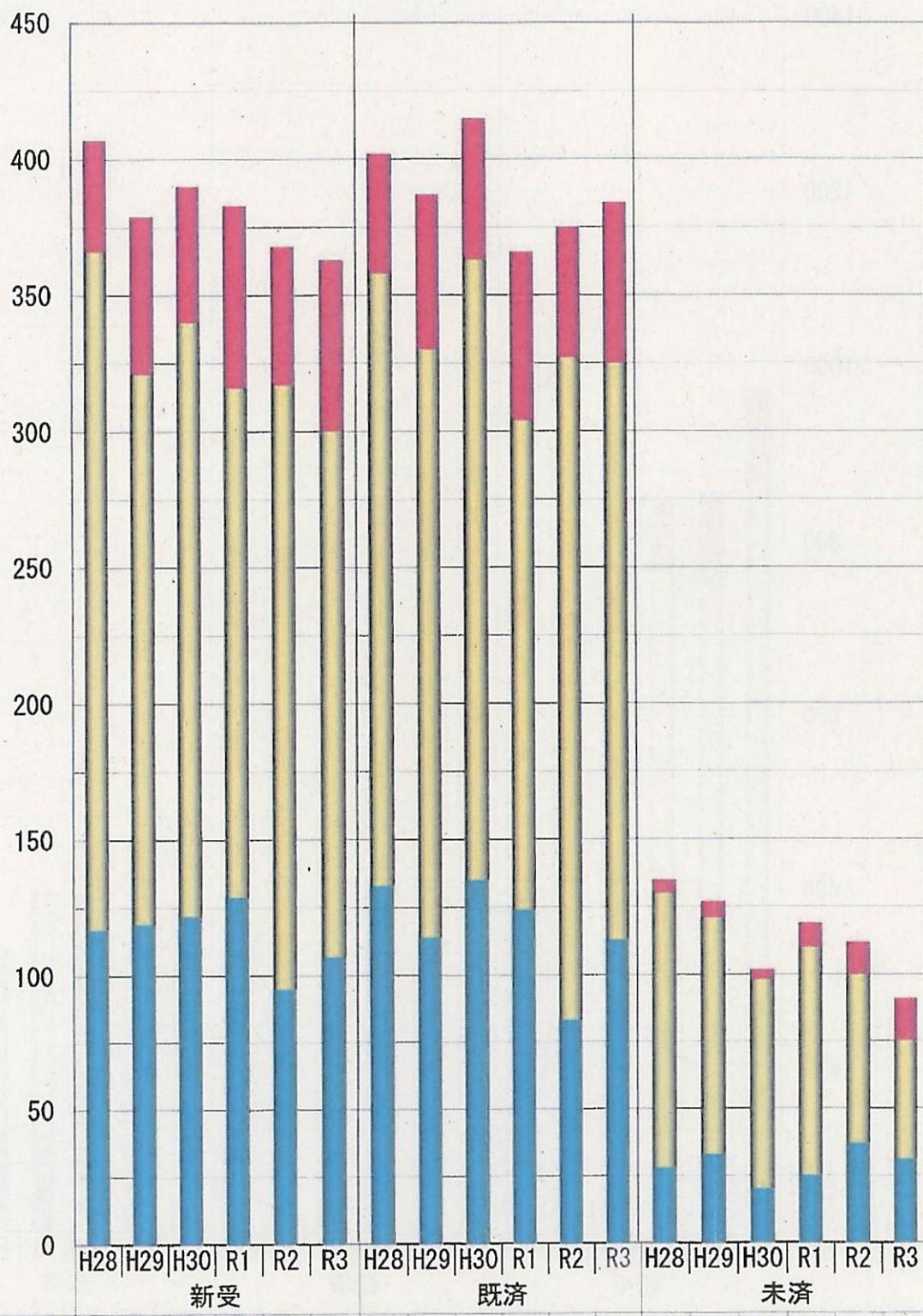
事 項	本庁家事調停委員	岡山家裁管内合計
本務調停委員	87	221
うち	男性	47
	女性	40
兼務調停委員	6	19
うち	男性	3
	女性	3
合 計	93	240
うち	男性	50
	女性	43

※ 兼務調停委員とは、民事調停委員を本務とし、家事調停委員を兼ねている者を示す。

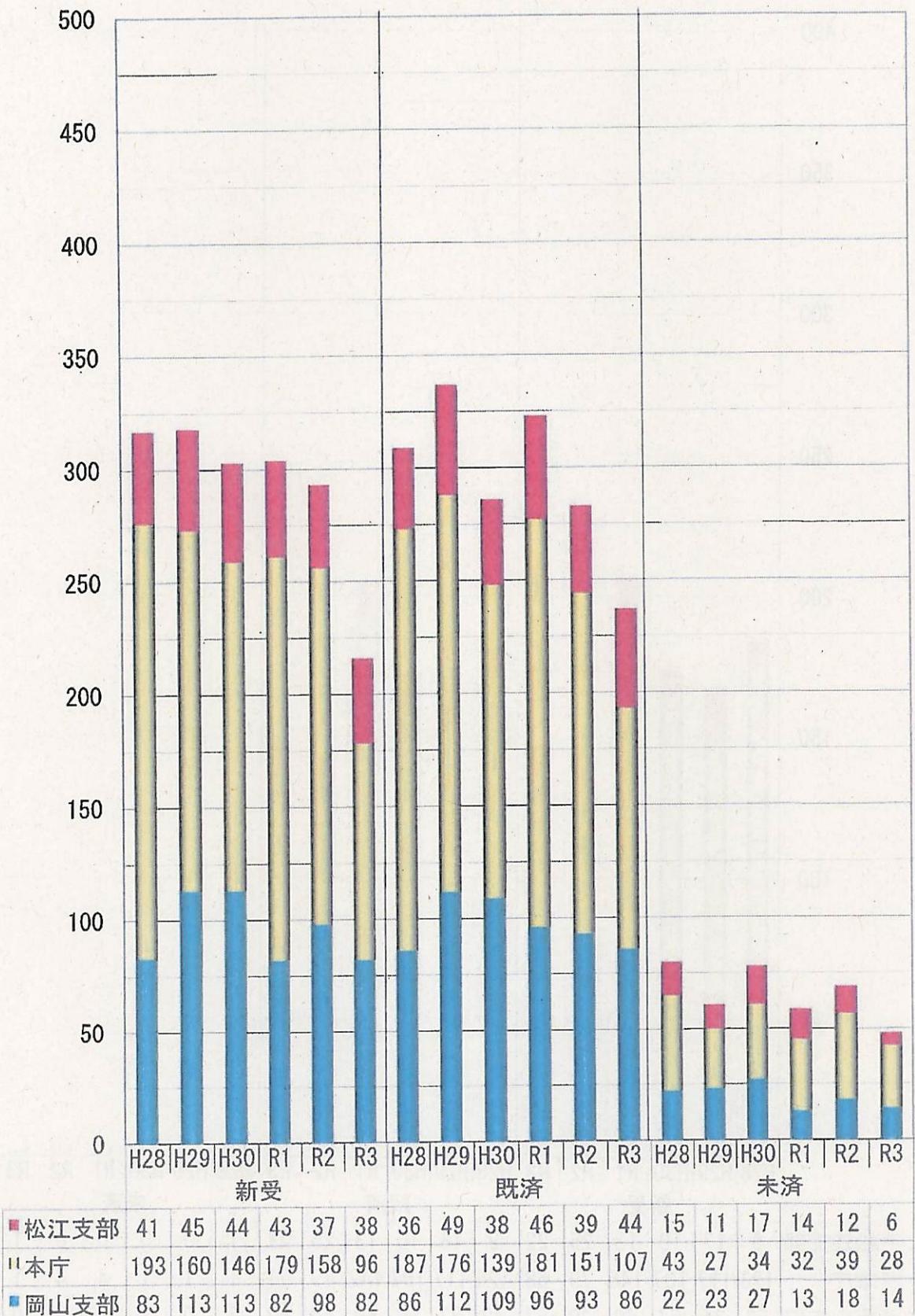
高裁民事訴訟事件推移表
(控訴・上告・再審・行政一審・行政控訴・行政再審)



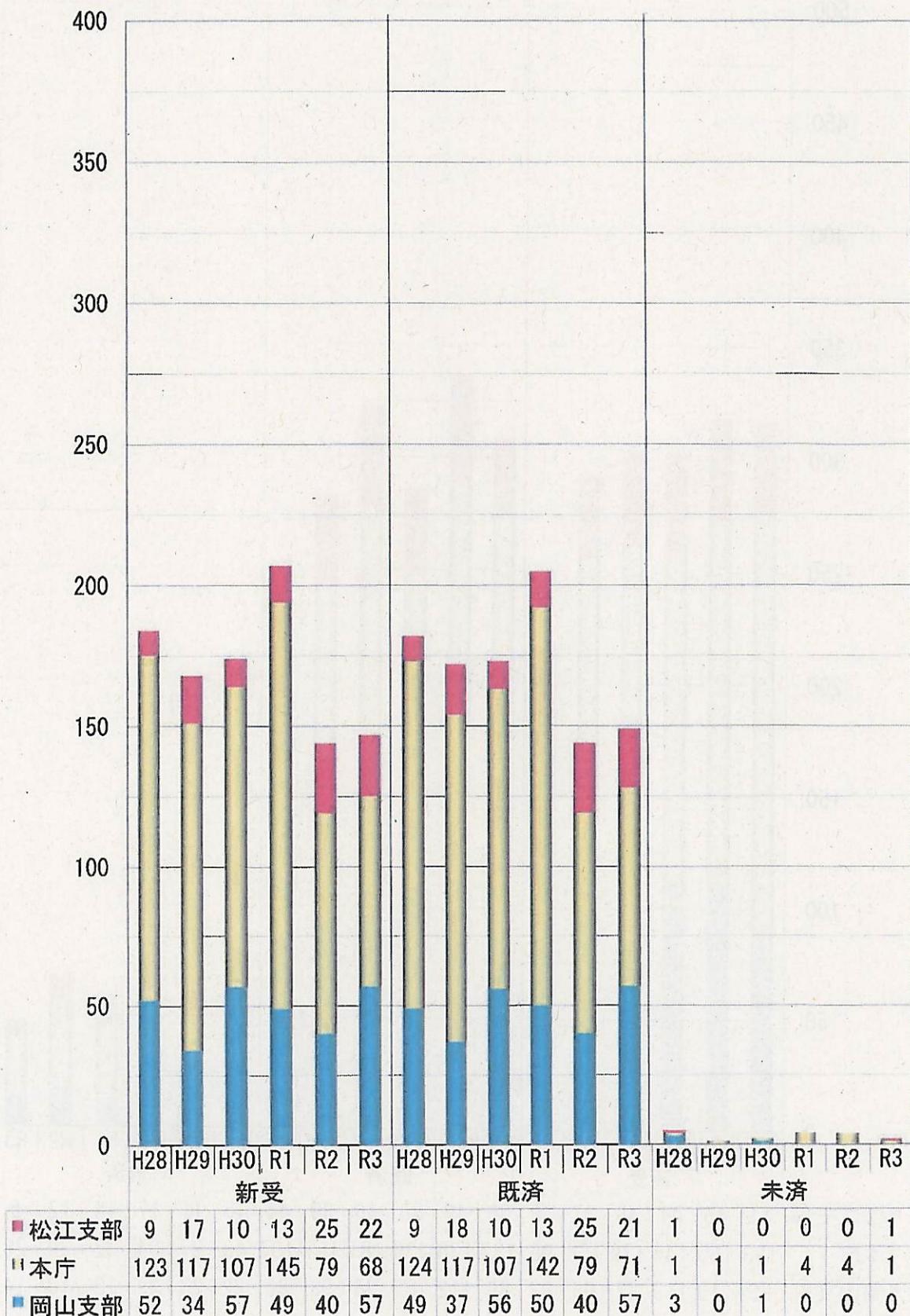
高裁民事抗告事件推移表
(抗告・行政抗告)



高裁判事訴訟事件推移表
(控訴・再審)



高裁判事抗告事件推移表



高裁支部・民事事件長期未済事件調査表

令和4年9月30日現在

係属期間	3年 以上	4年 以上	5年 以上	7年 以上	10年 以上	計
広島高等裁判所岡山支部	0	0	0	0	0	0

高裁支部・刑事事件長期未済事件調査表

令和4年9月30日現在

係属期間	2年 以上	3年 以上	4年 以上	5年 以上	7年 以上	10年 以上	計
広島高等裁判所岡山支部	0	0	0	0	0	0	0

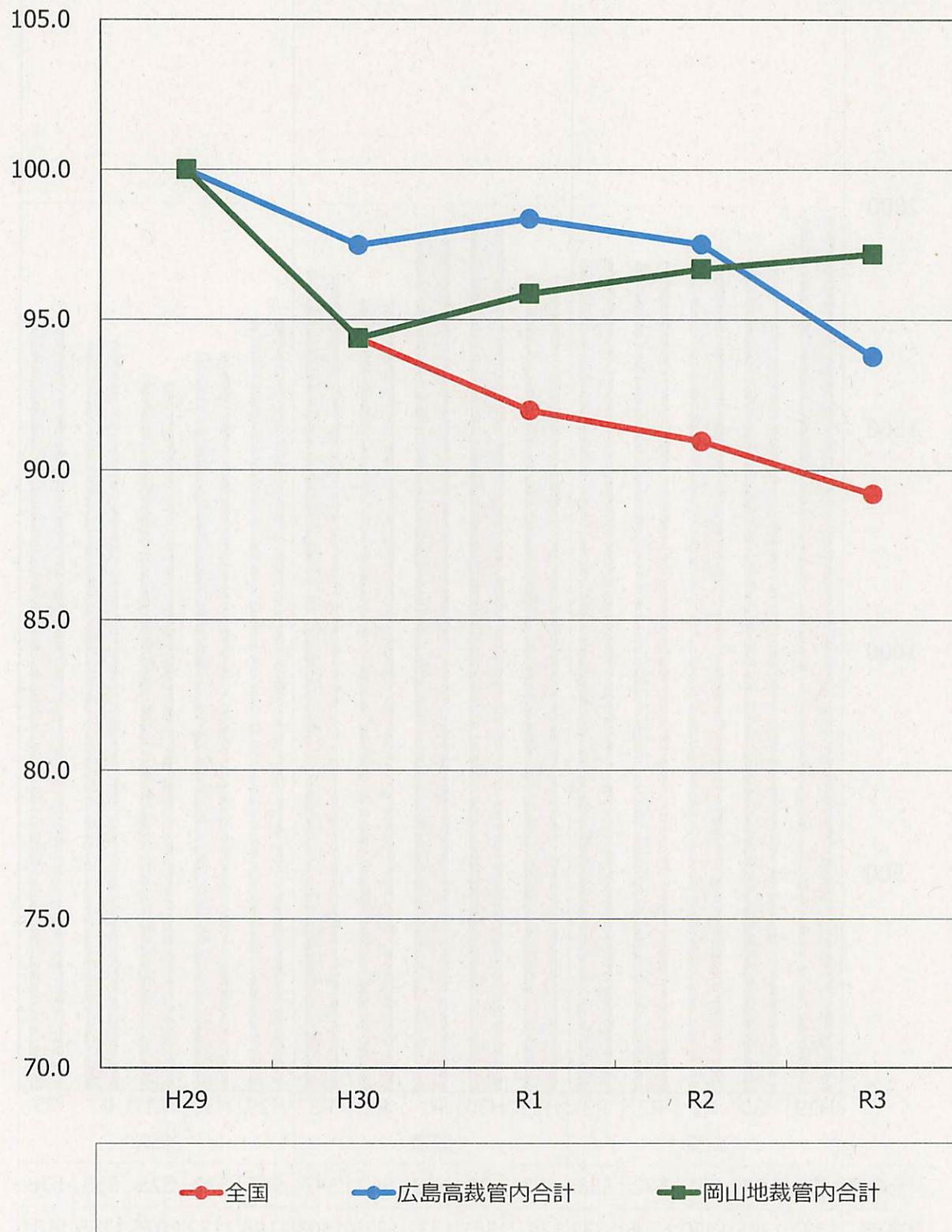
地裁民事訴訟事件

(通常, 手形小切手, 控訴, 再審訴訟, 行政, 行政再審訴訟)



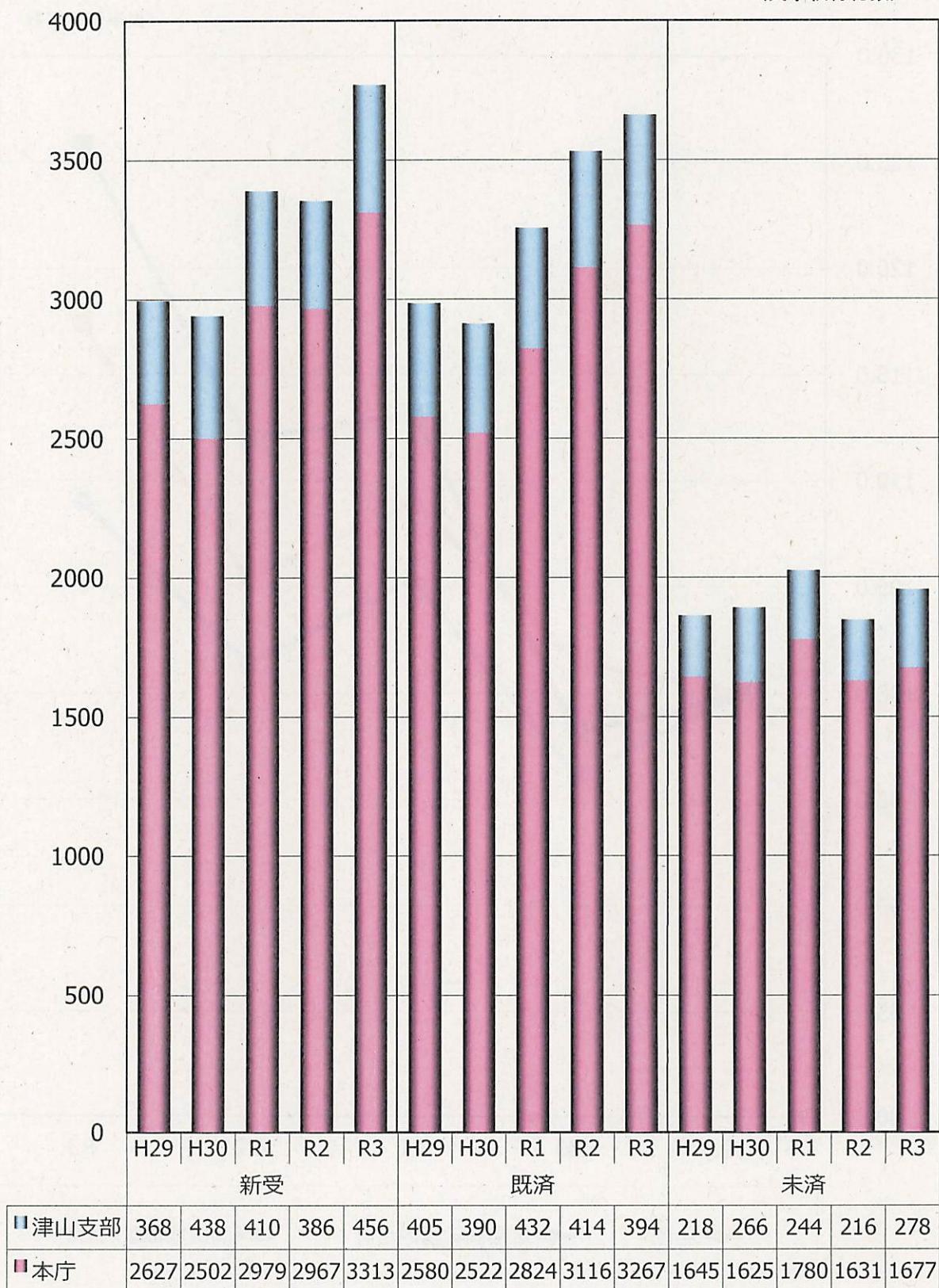
地裁民事訴訟(一審通常訴訟)新受事件数
(平成29年を100とした場合の変遷)

(第一審通常訴訟のみ)



民事執行事件

(民事執行総数)

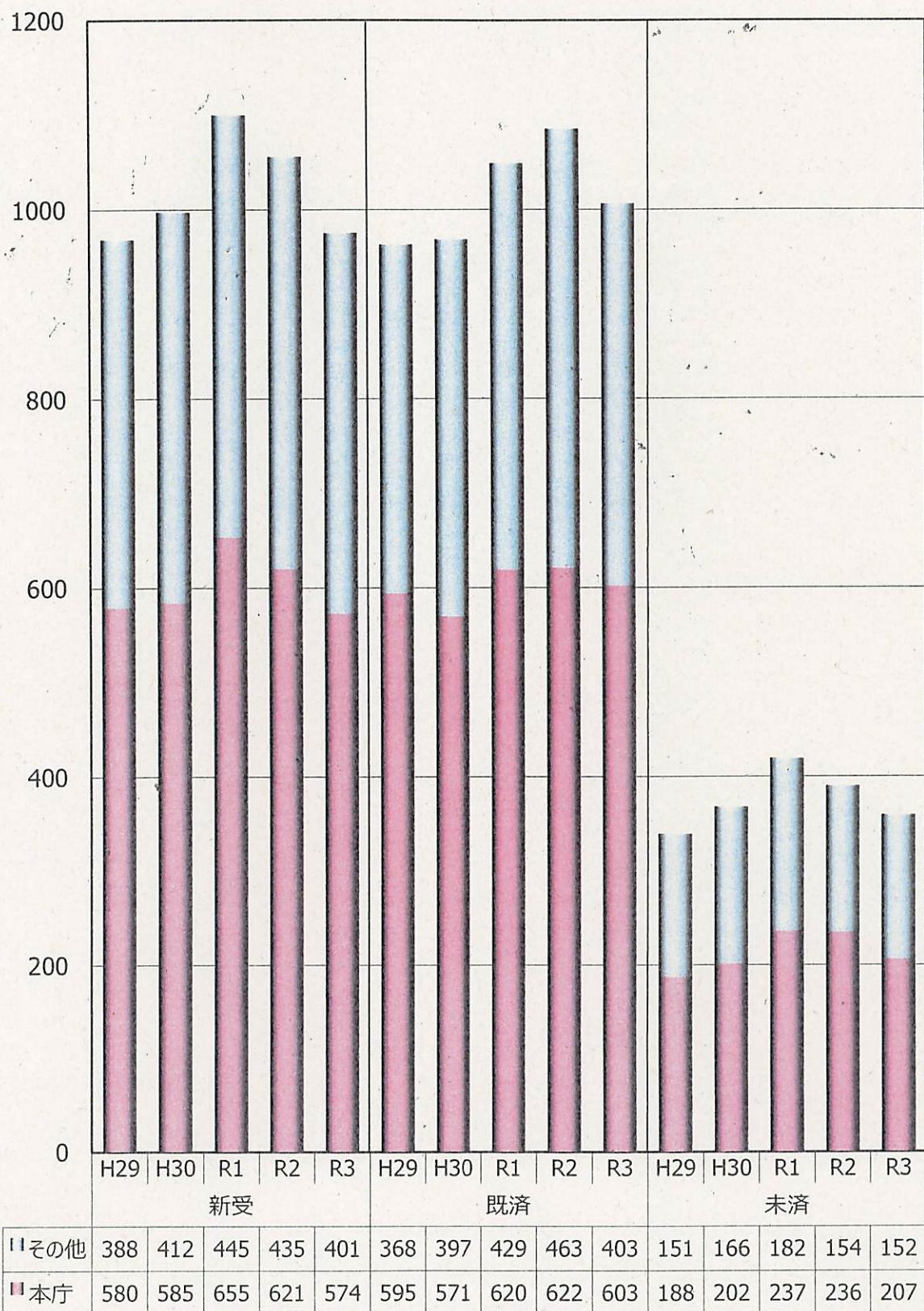


民事執行事件新受事件数
(平成29年を100とした場合の変遷)

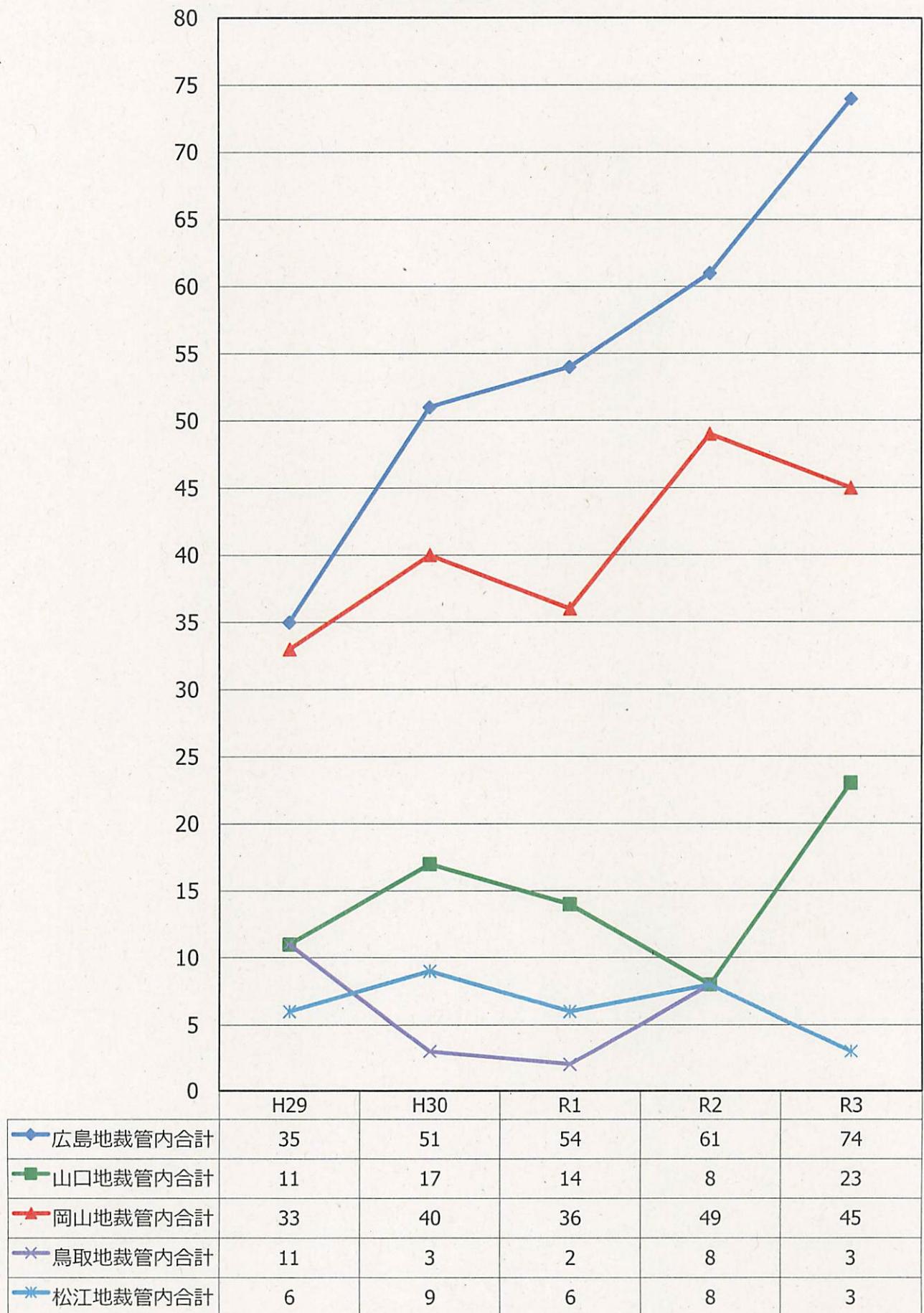
(民事執行総数)



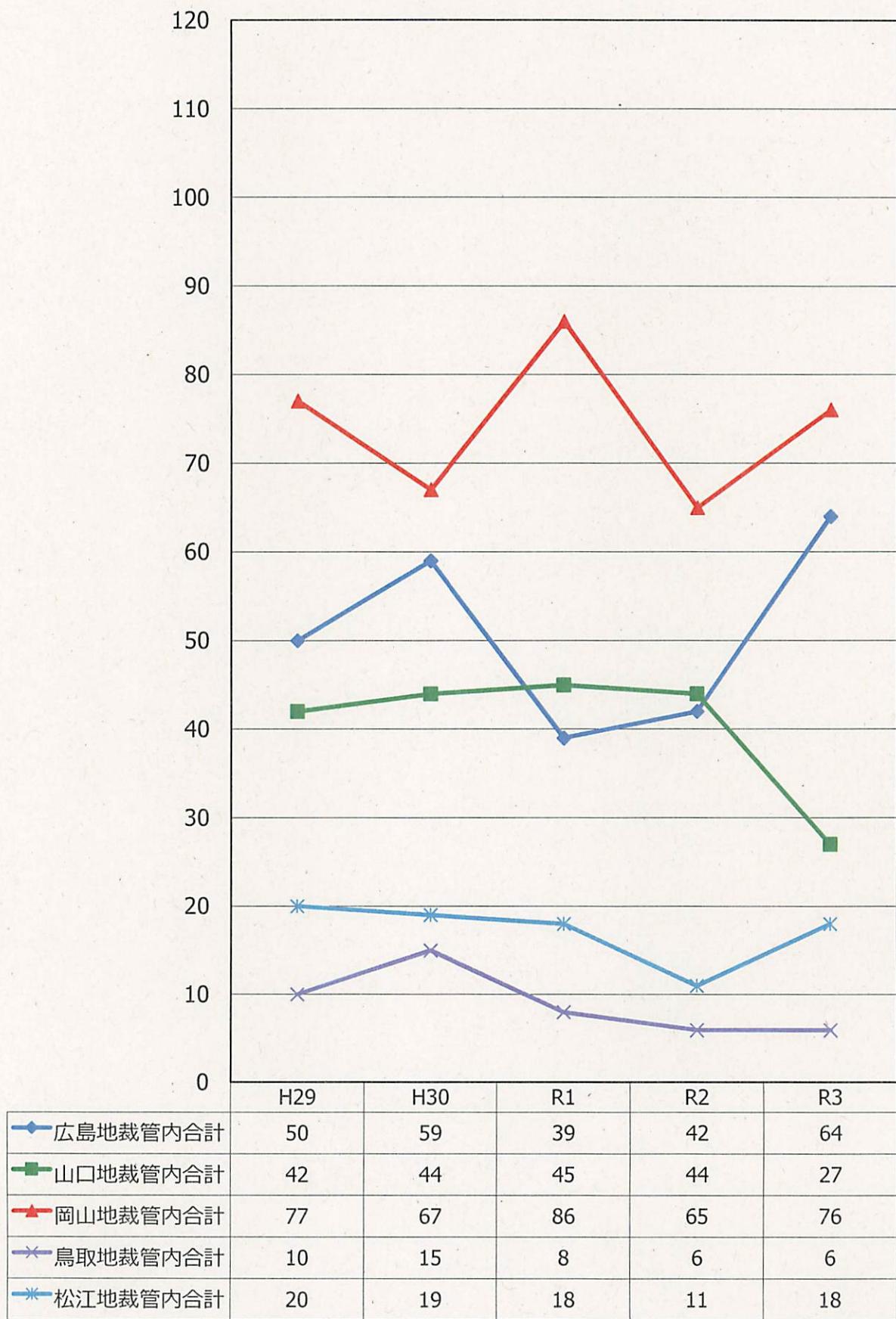
破産事件



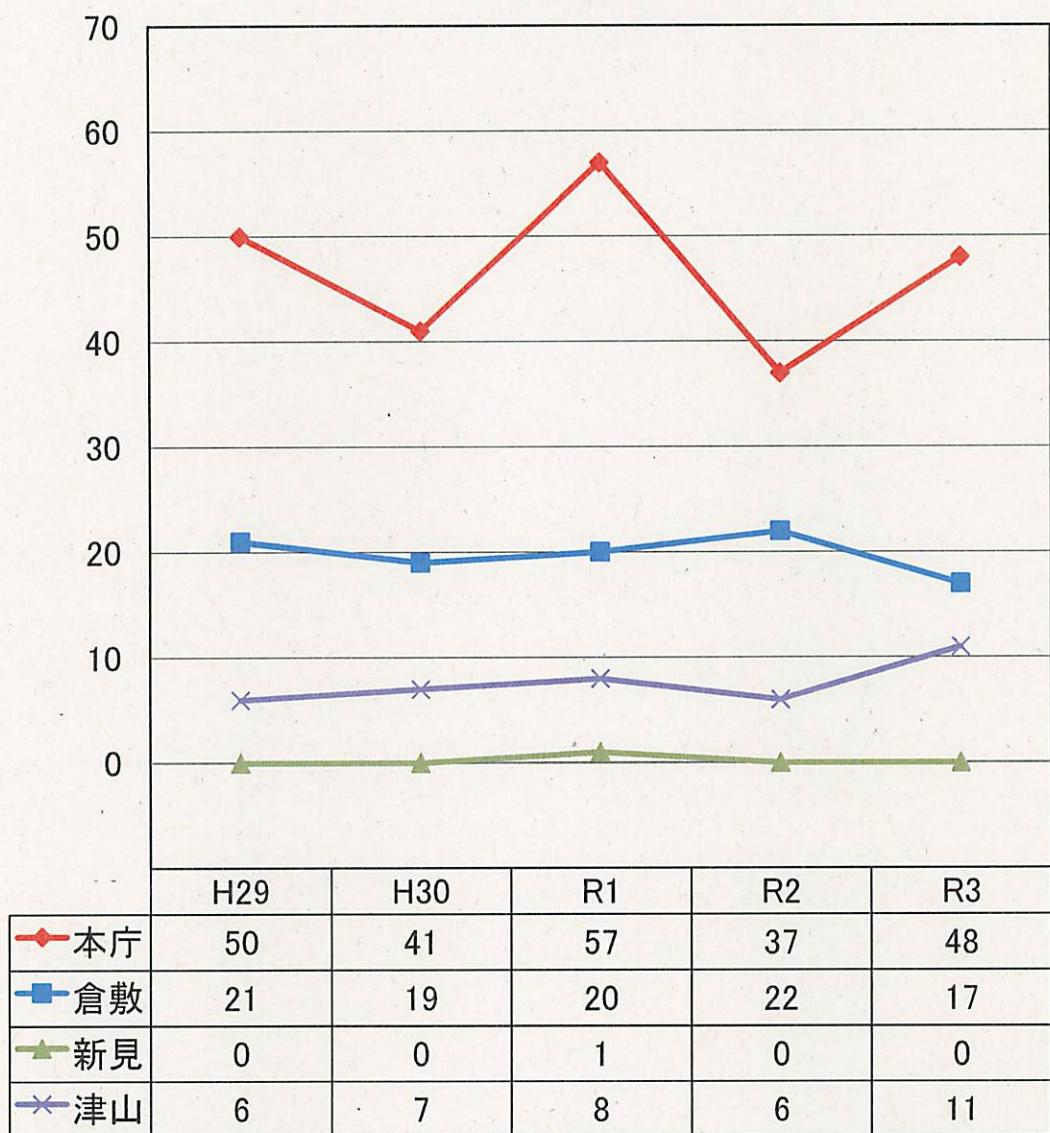
労働審判事件
(広島高裁管内)



配偶者暴力保護命令事件
(広島高裁管内)

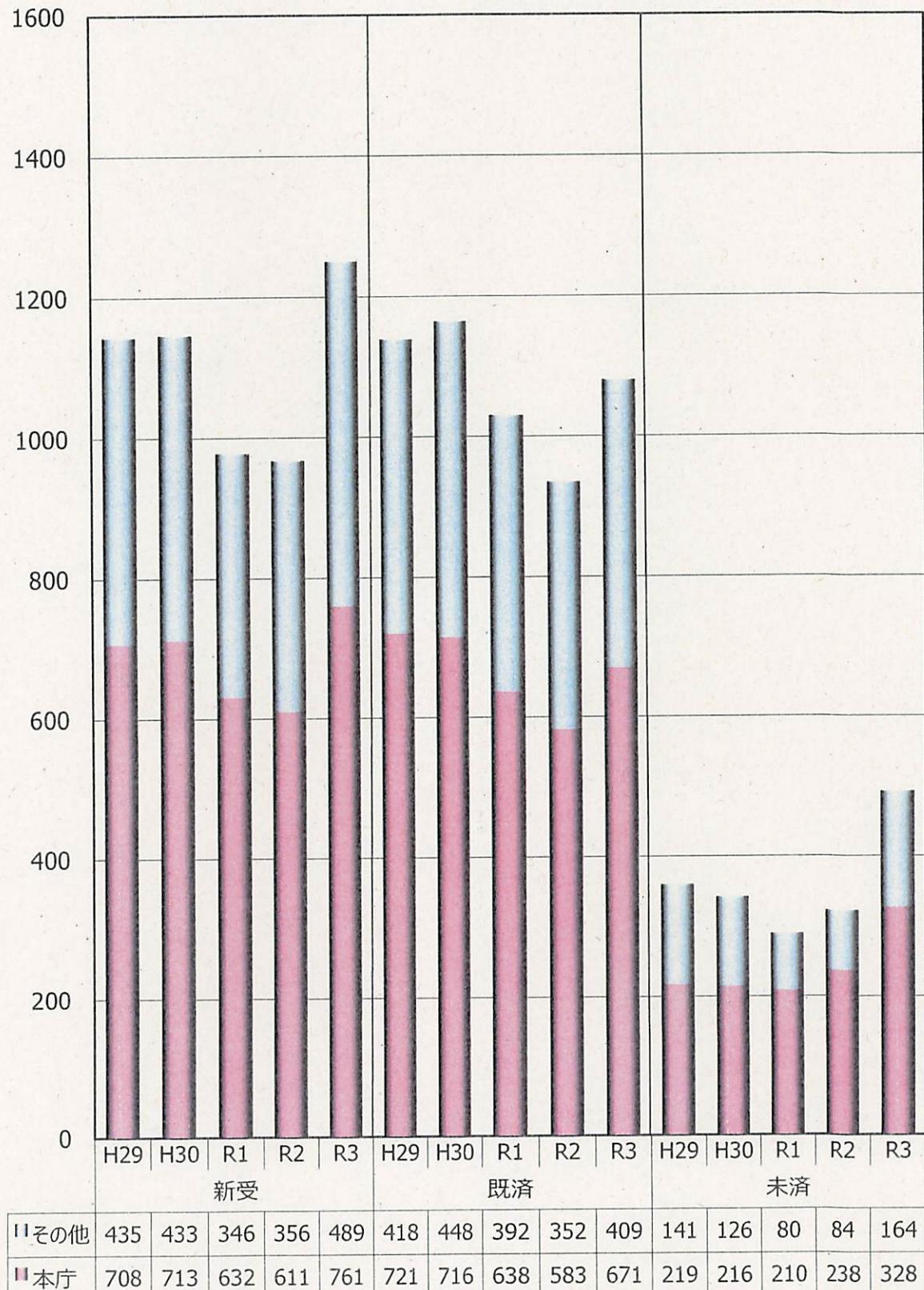


配偶者暴力保護命令事件
(岡山地裁管内)

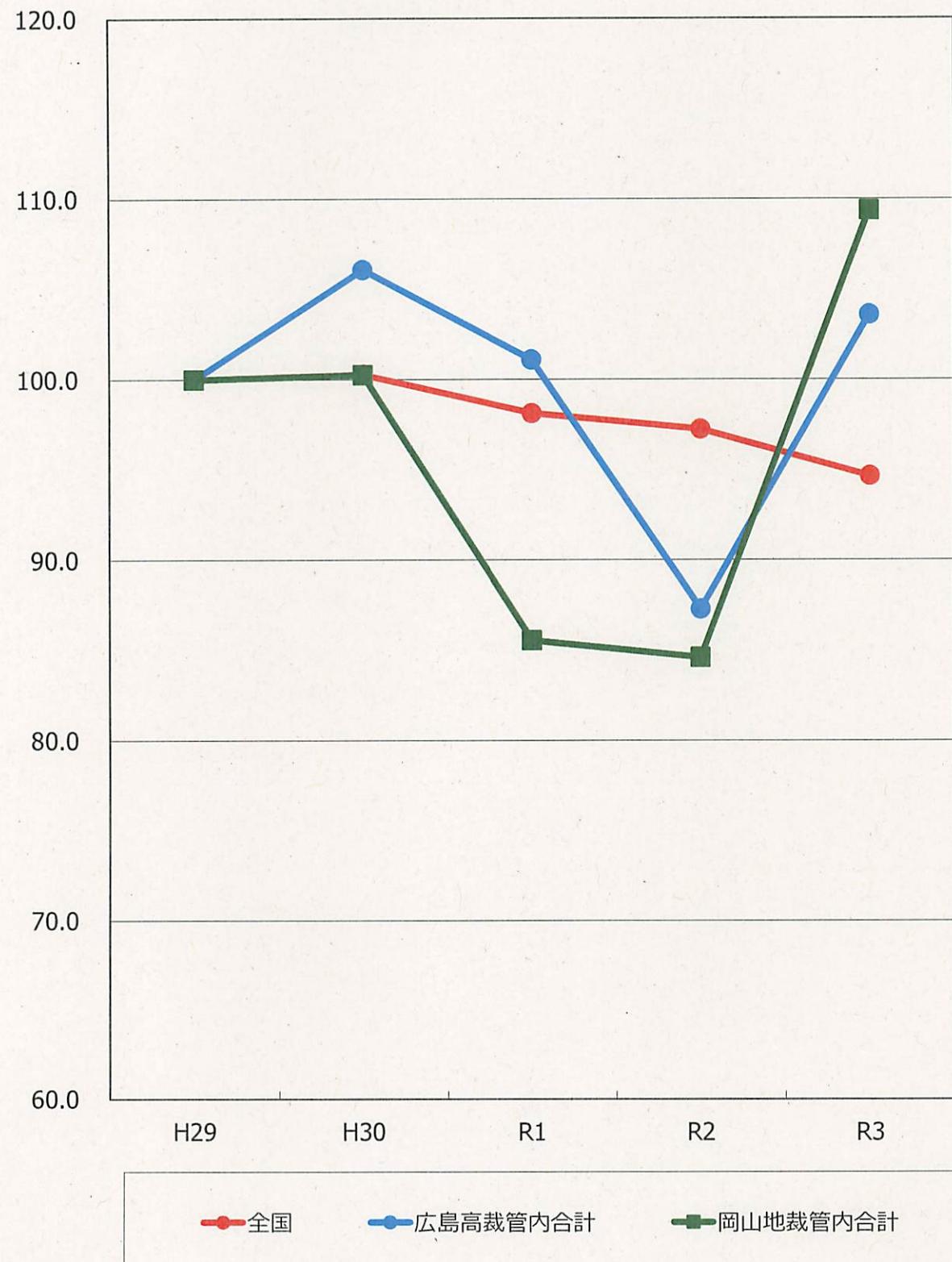


地裁刑事訴訟事件

(通常第一審事件)



地裁刑事訴訟(一審通常)新受事件数
(平成29年を100とした場合の変遷)



裁判員裁判対象事件の罪名別新受人員

(岡山地方裁判所)

罪名	年度 29	30	1	2	3	4. 09. 30
現住建造物等放火	3	1	1		1	1
通貨偽造	1					
偽造通貨行使	1		1		1	
(準) 強制わいせつ致死傷	1	2		3		
(準) 強制性交等致死傷		1	3	1	2	3
集団(準)強姦致死傷						
殺人	2	2	4	9	2	8
傷害致死		1	1	1	1	1
危険運転致死	1					
保護責任者遺棄致死				1		
逮捕監禁致死						2
強盗致傷	4	1	5	1	2	3
強盗致死(強盗殺人)				1		
強盗・強制性交等	1					
組織的犯罪処罰法違反						
銃砲刀剣類所持等取締法違反					1	
麻薬特例法違反			1			
覚醒剤取締法違反						
爆発物取締罰則違反						
麻薬及び向精神薬取締法違反						
その他						
合計	14	8	16	17	10	18

(注)

- ①延べ人員である。
- ②受理後の罰則の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
- ③1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
- ④未遂处罚規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- ⑤「(準)強制わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷を含む。
- ⑥「(準)強制性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷及び平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷を含む。
- ⑦「強盗・強制性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。
- ⑧「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。
- ⑨「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

地裁・民事事件長期未済事件調査表

令和4年9月30日現在

係属期間	3年 以上	4年 以上	5年 以上	7年 以上	10年 以上	計
岡山地方裁判所	36	13	14	9	1	73

地裁・刑事事件長期未済事件調査表

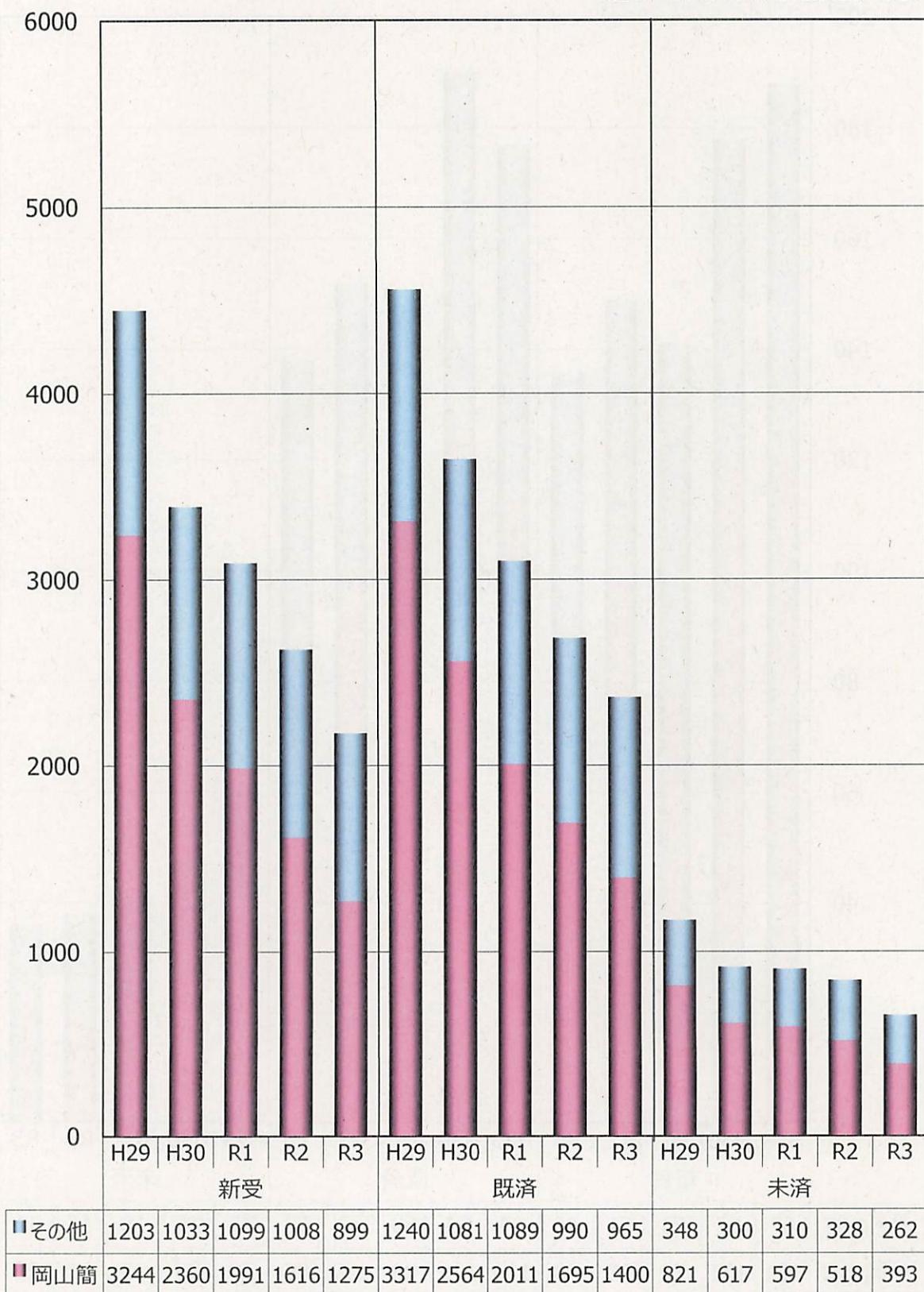
令和4年9月30日現在

係属期間	2年 以上	3年 以上	4年 以上	5年 以上	7年 以上	10年 以上	計
岡山地方裁判所	4	0	1	0	0	0	5

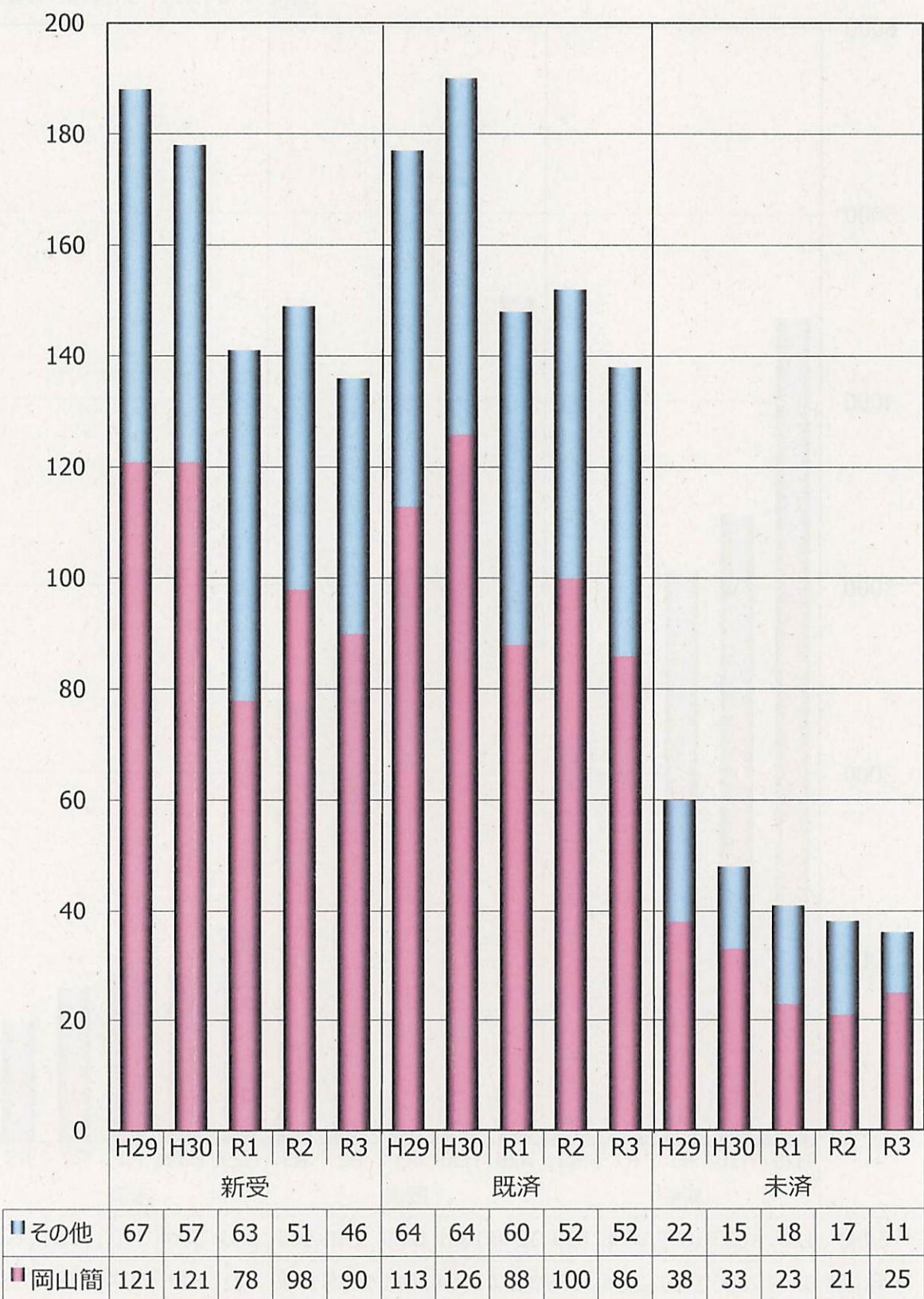
※ 逃亡中及び公判手続停止中の事件は除く。

簡裁民事訴訟事件(少額訴訟を除く。)

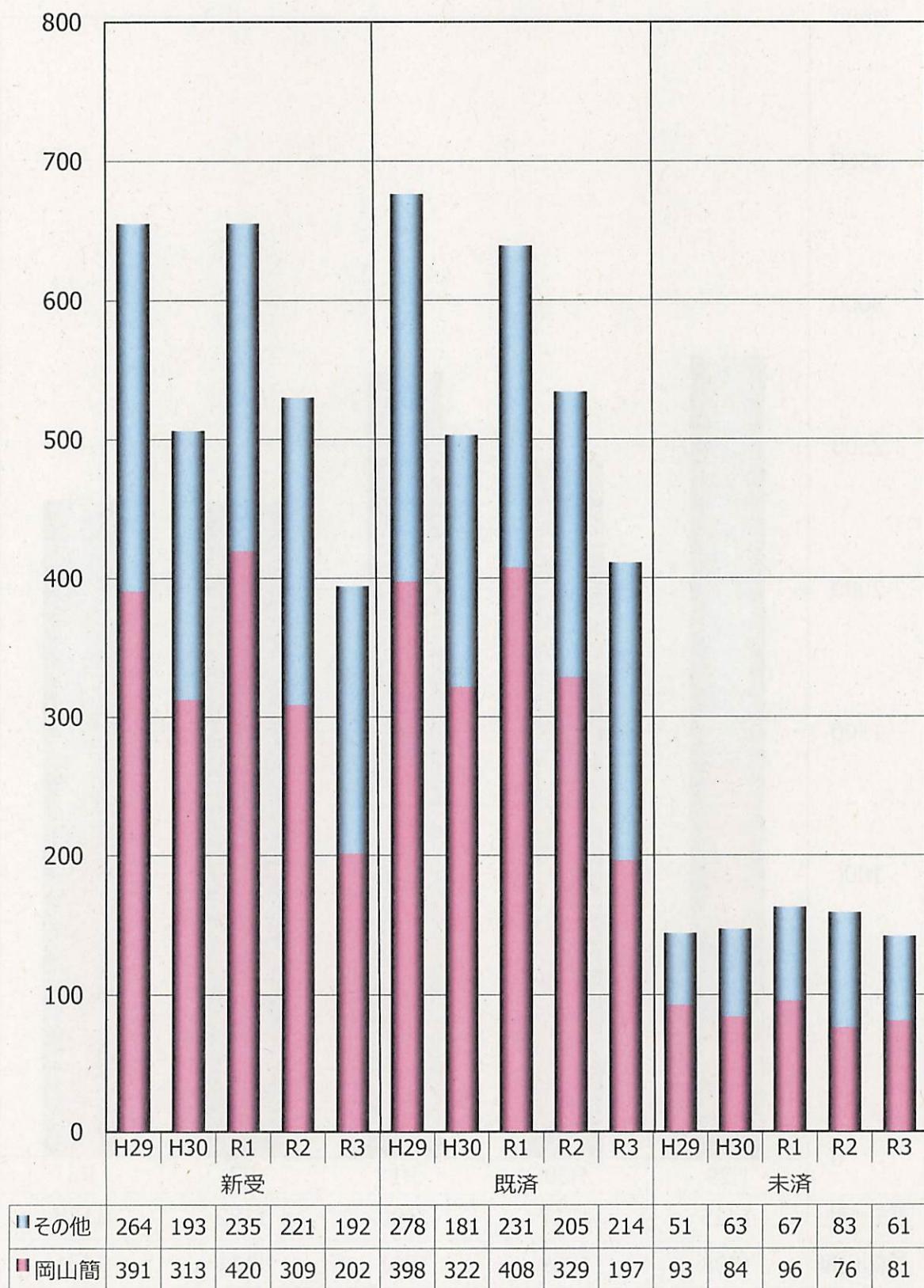
(通常, 手形小切手, 少額異議, 再審)



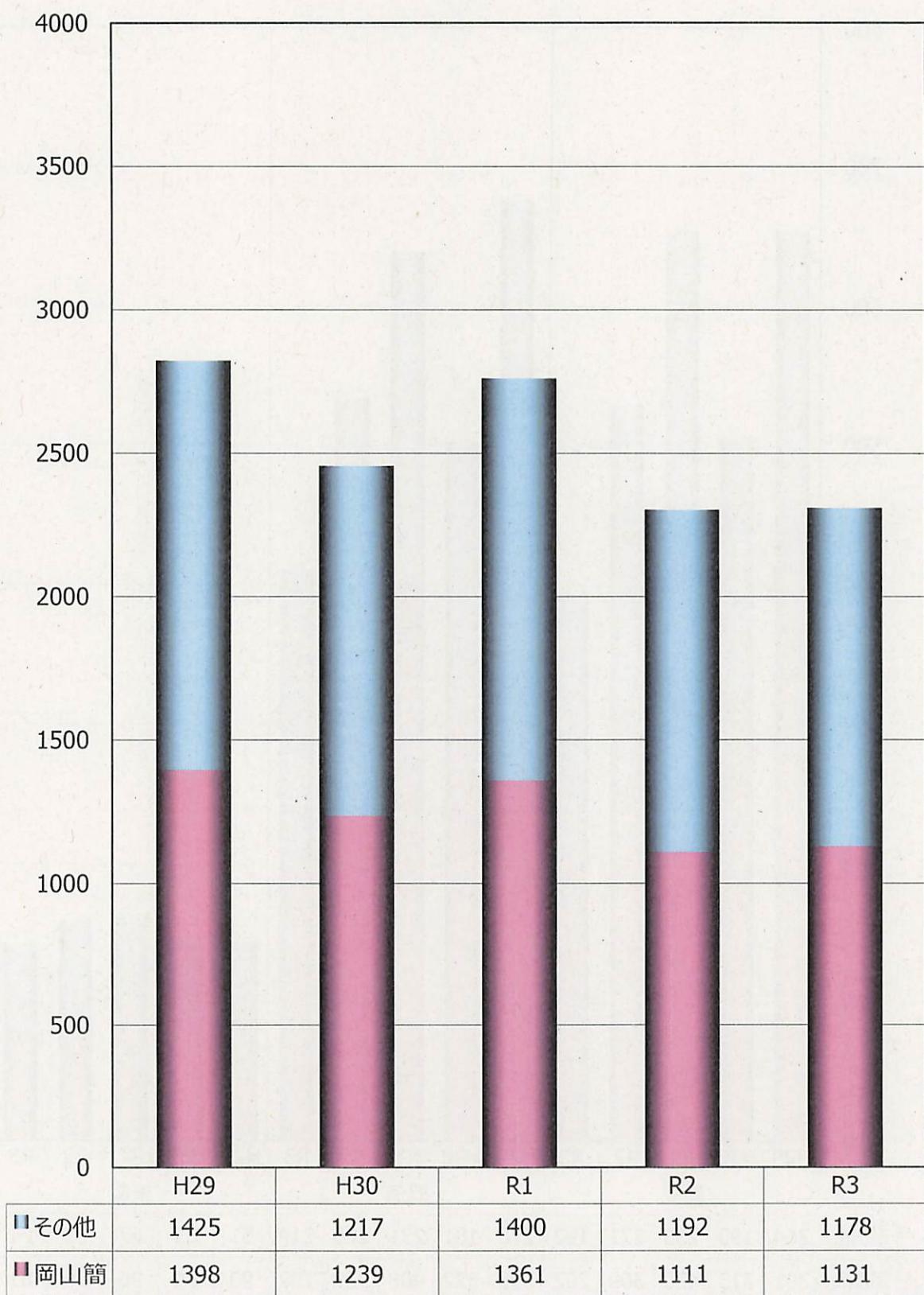
簡裁少額訴訟事件



簡裁民事調停事件

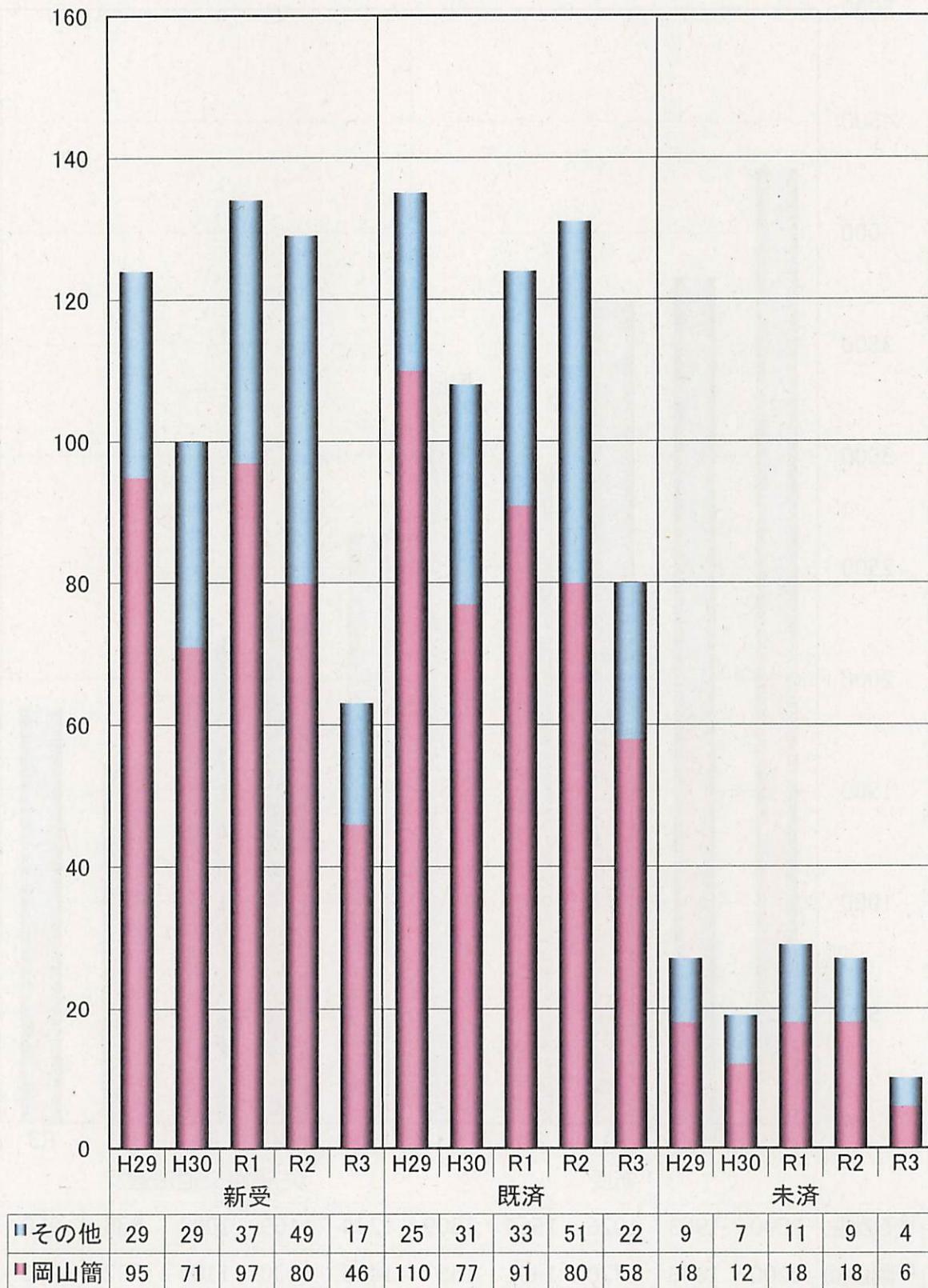


督促事件(新受)

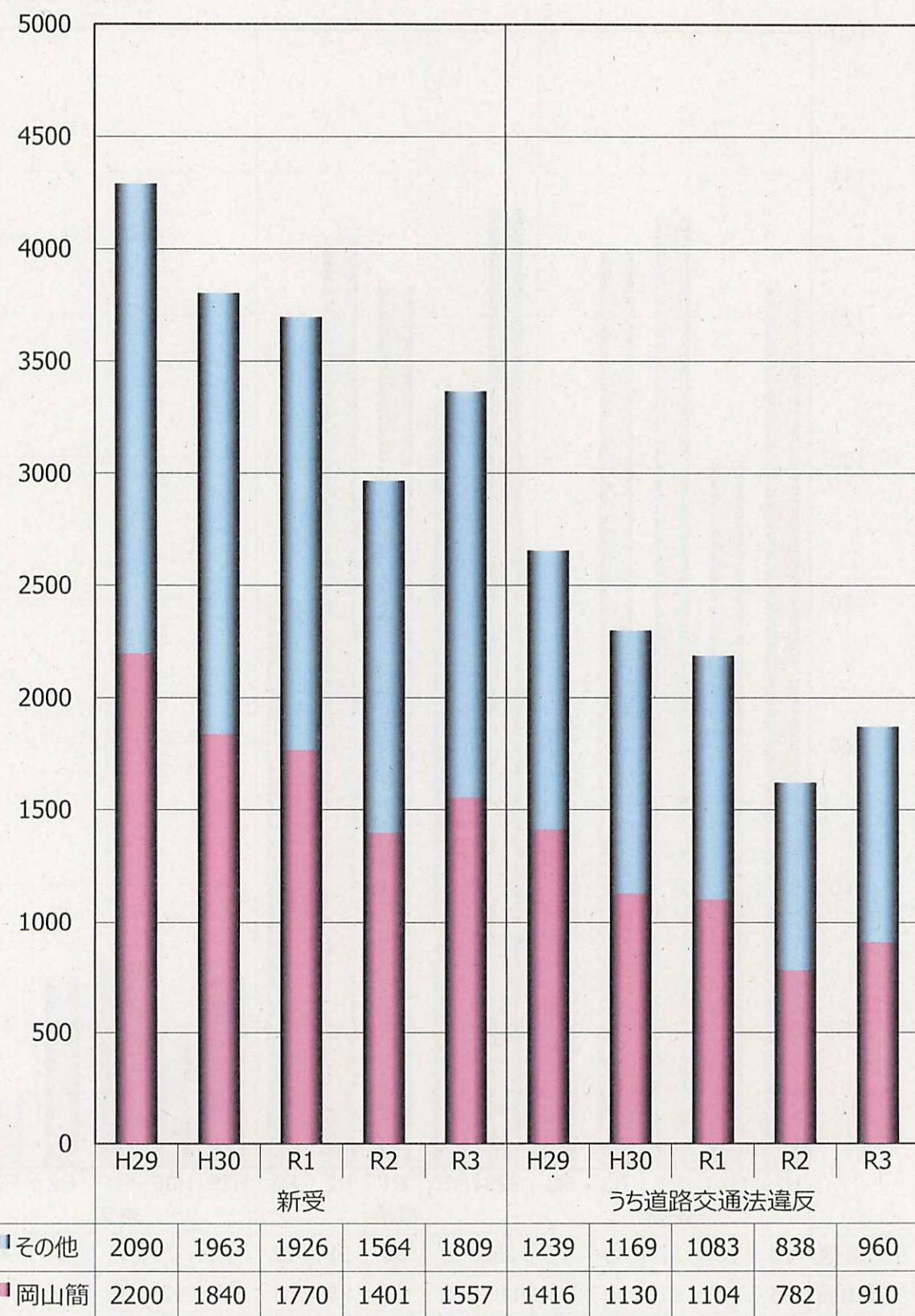


簡裁刑事訴訟事件

(通常第一審事件)



略式事件(新受)



簡裁・民事事件長期未済事件調査表

令和4年9月30日現在

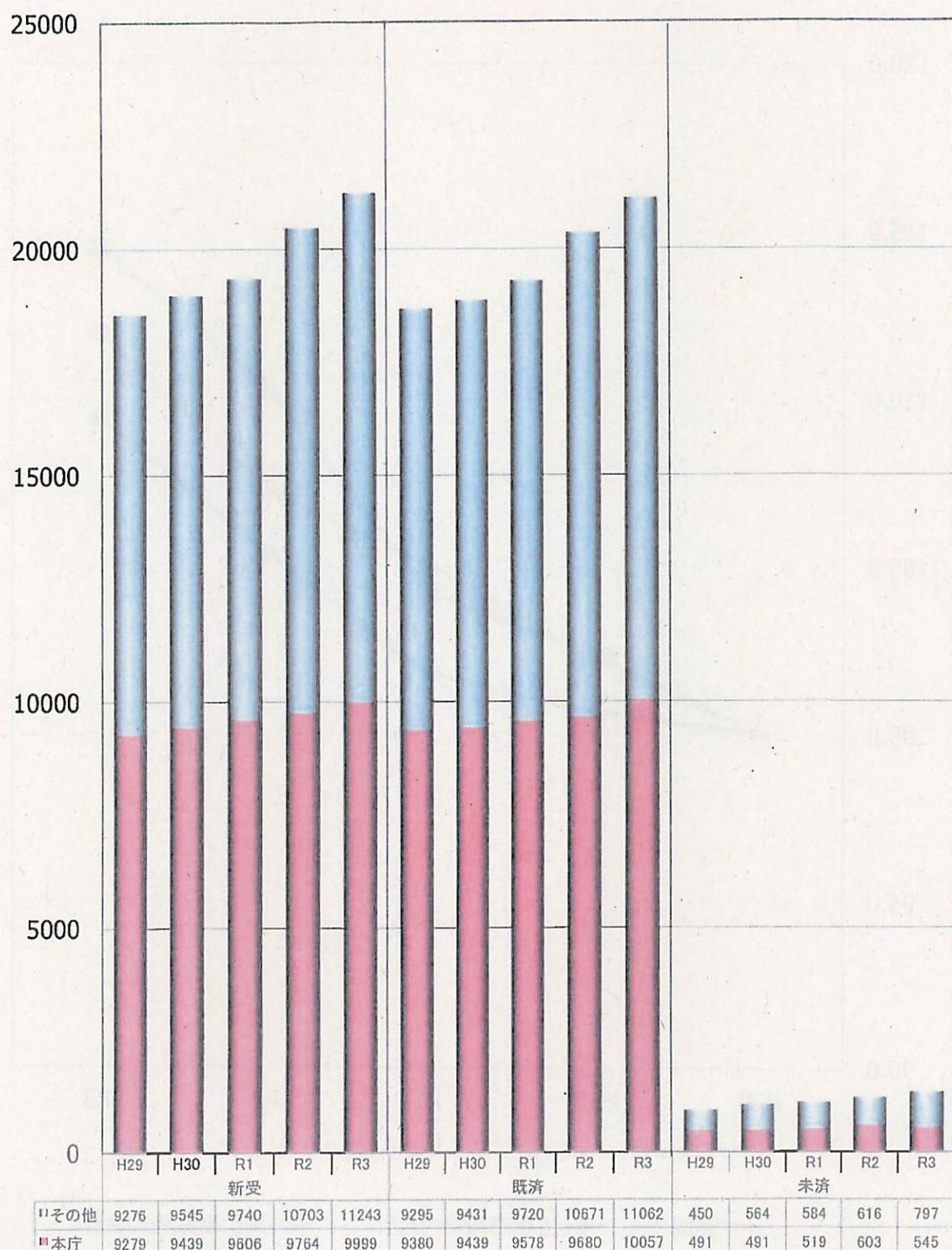
係属期間	3年 以上	4年 以上	5年 以上	7年 以上	10年 以上	計
岡山簡易裁判所	1	1	0	1	0	3

簡裁・刑事事件長期未済事件調査表

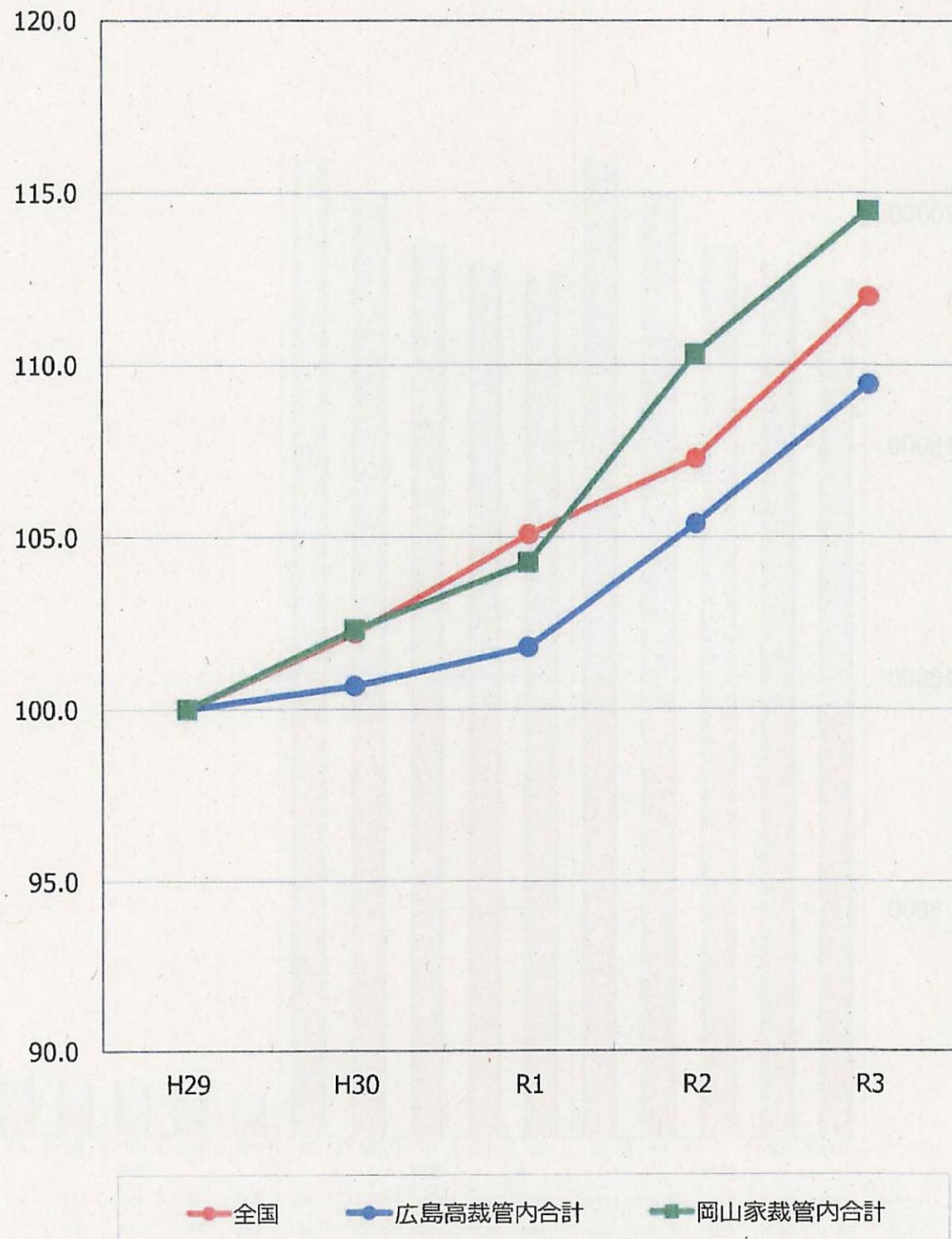
令和4年9月30日現在

係属期間	2年 以上	3年 以上	4年 以上	5年 以上	7年 以上	10年 以上	計
岡山簡易裁判所	0	0	0	0	0	0	0

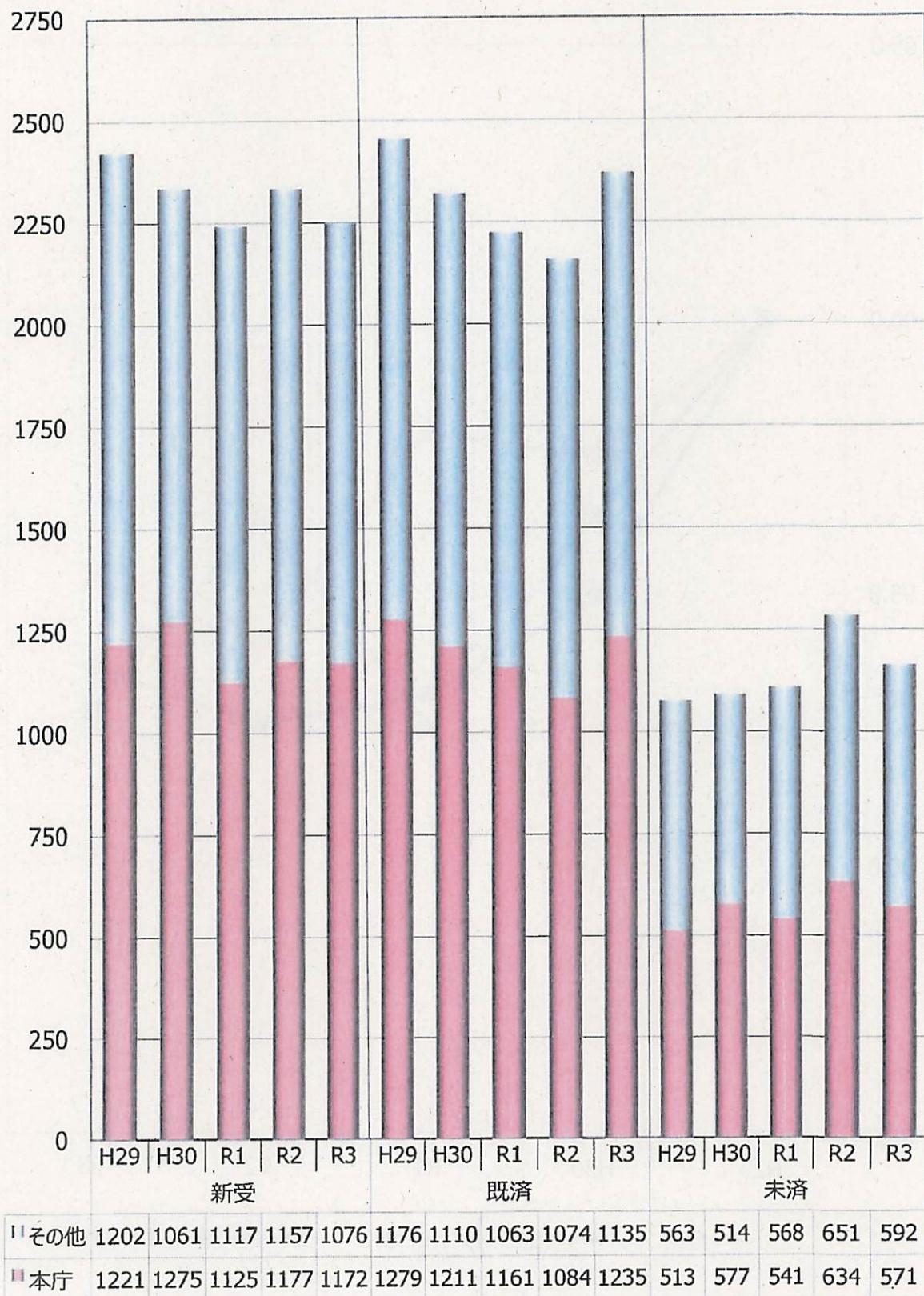
家事審判事件



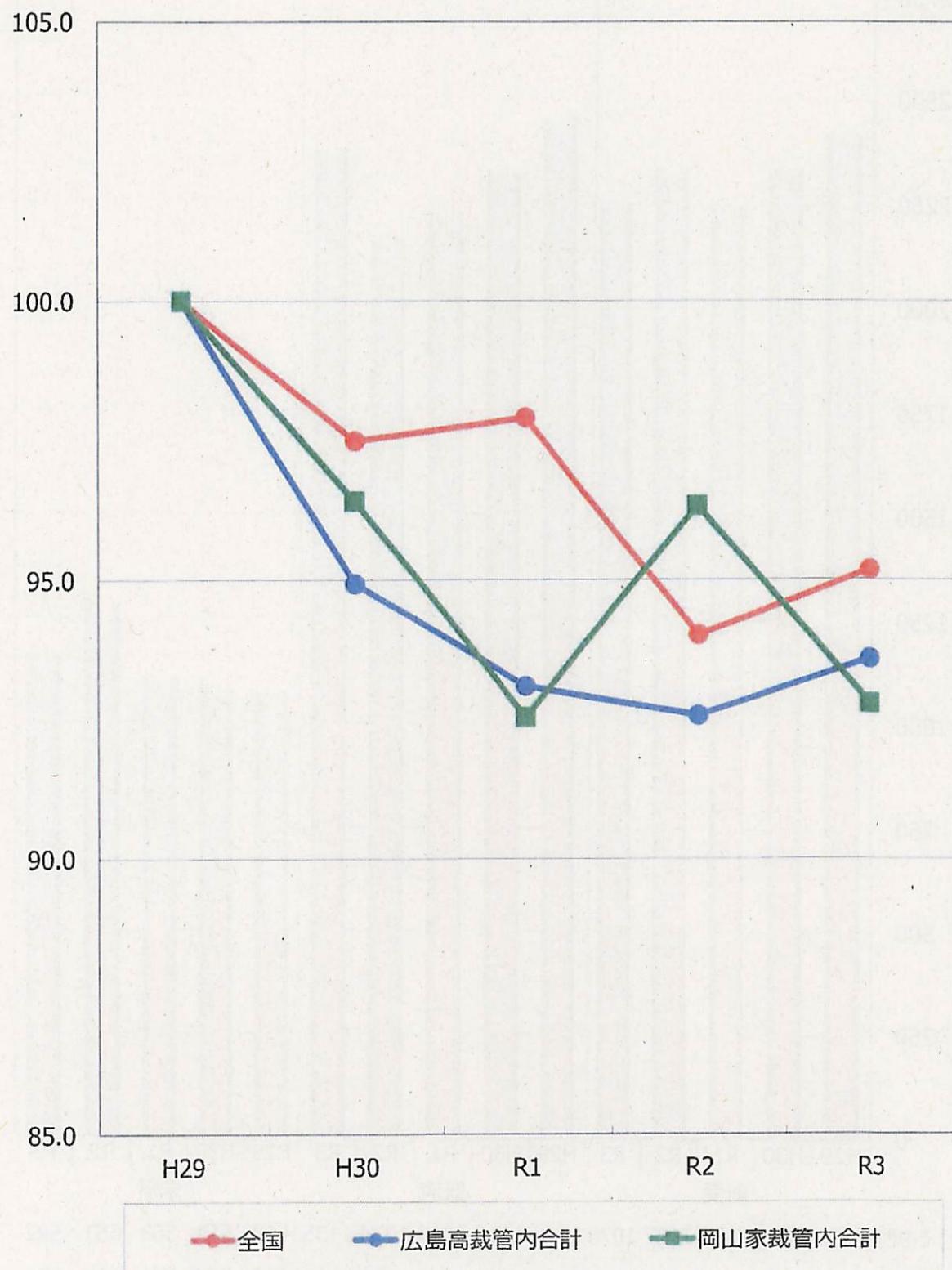
家事審判新受事件数
(平成29年を100とした場合の変遷)



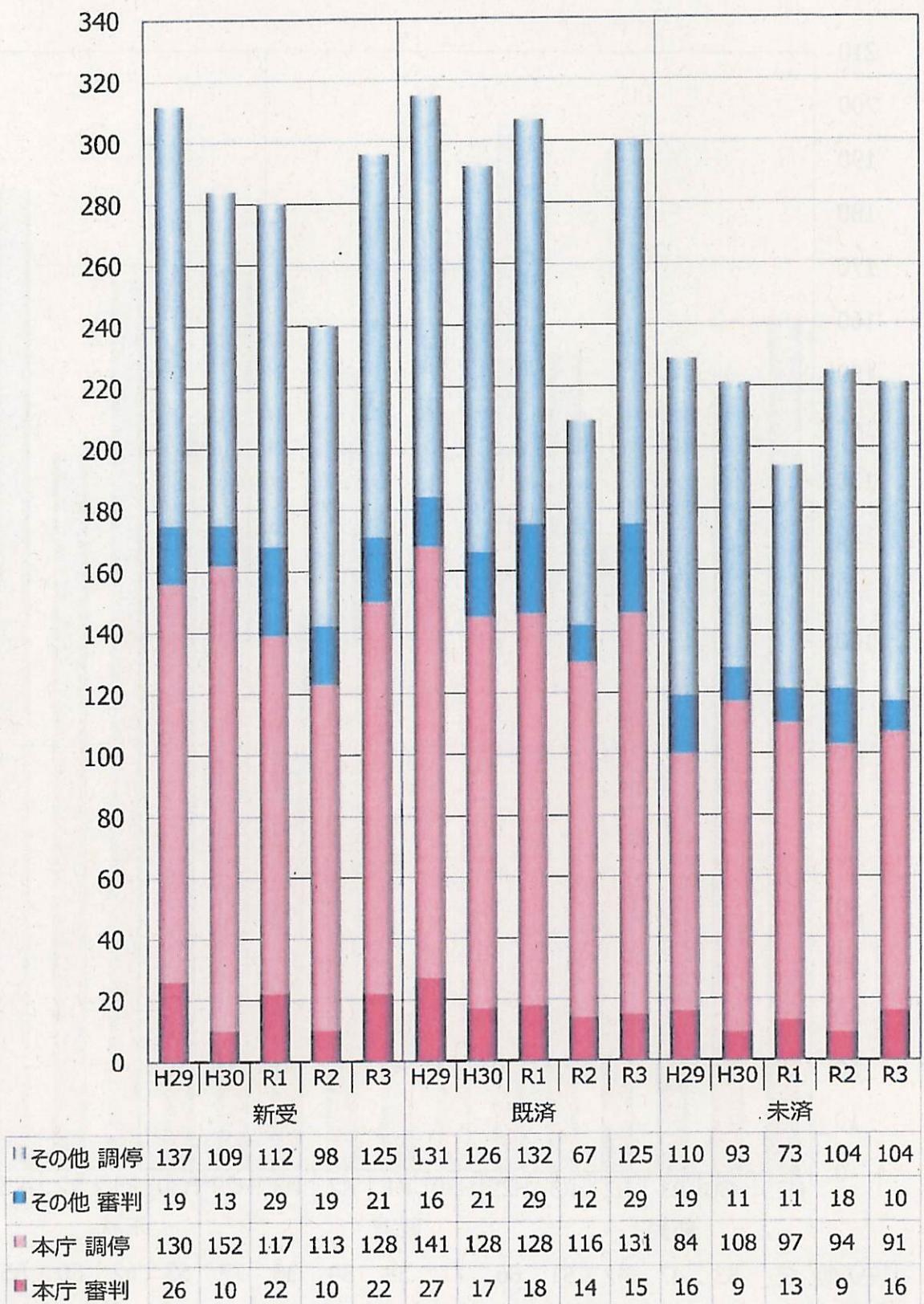
家事調停事件



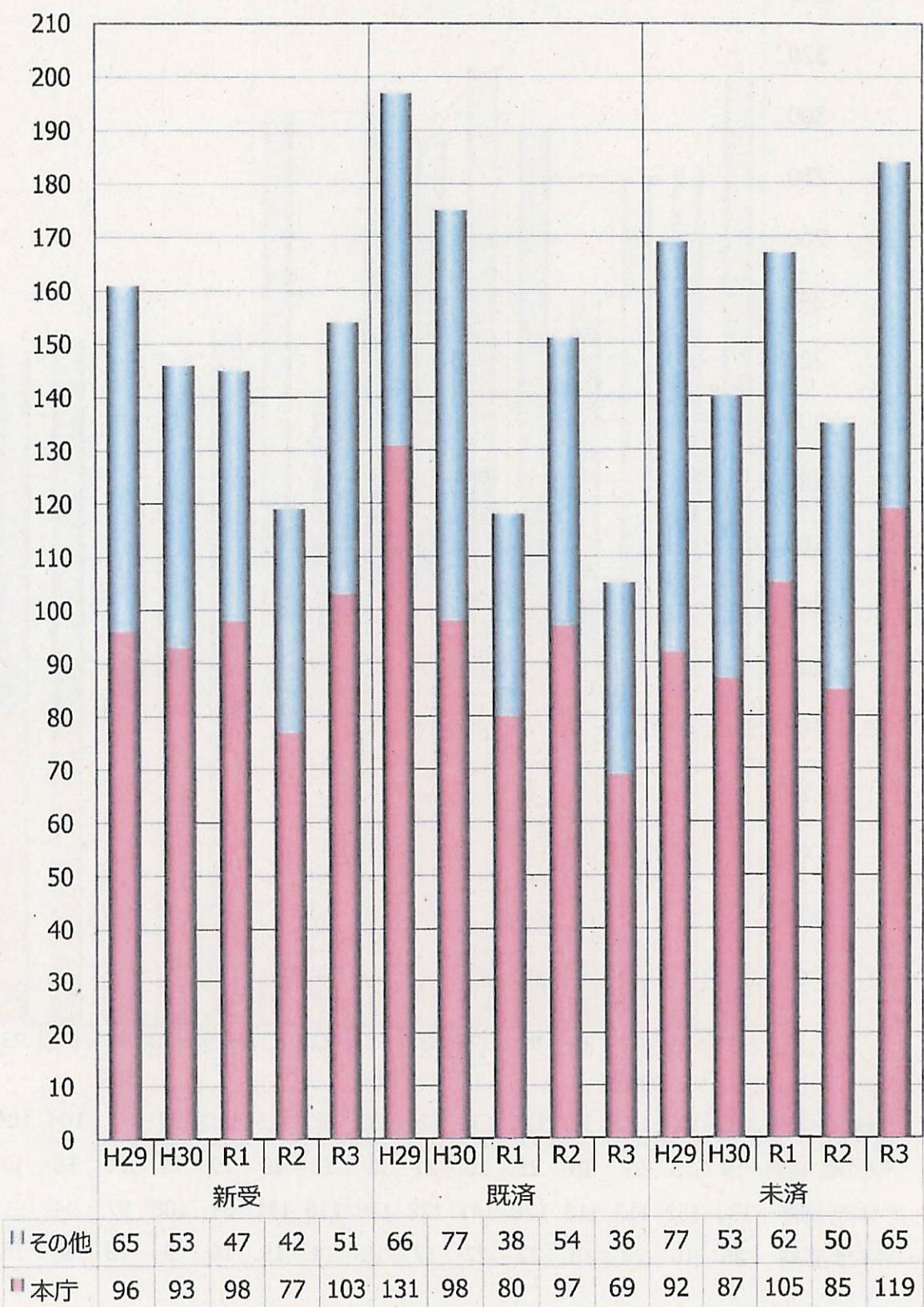
家事調停新受事件数
(平成29年を100とした場合の変遷)



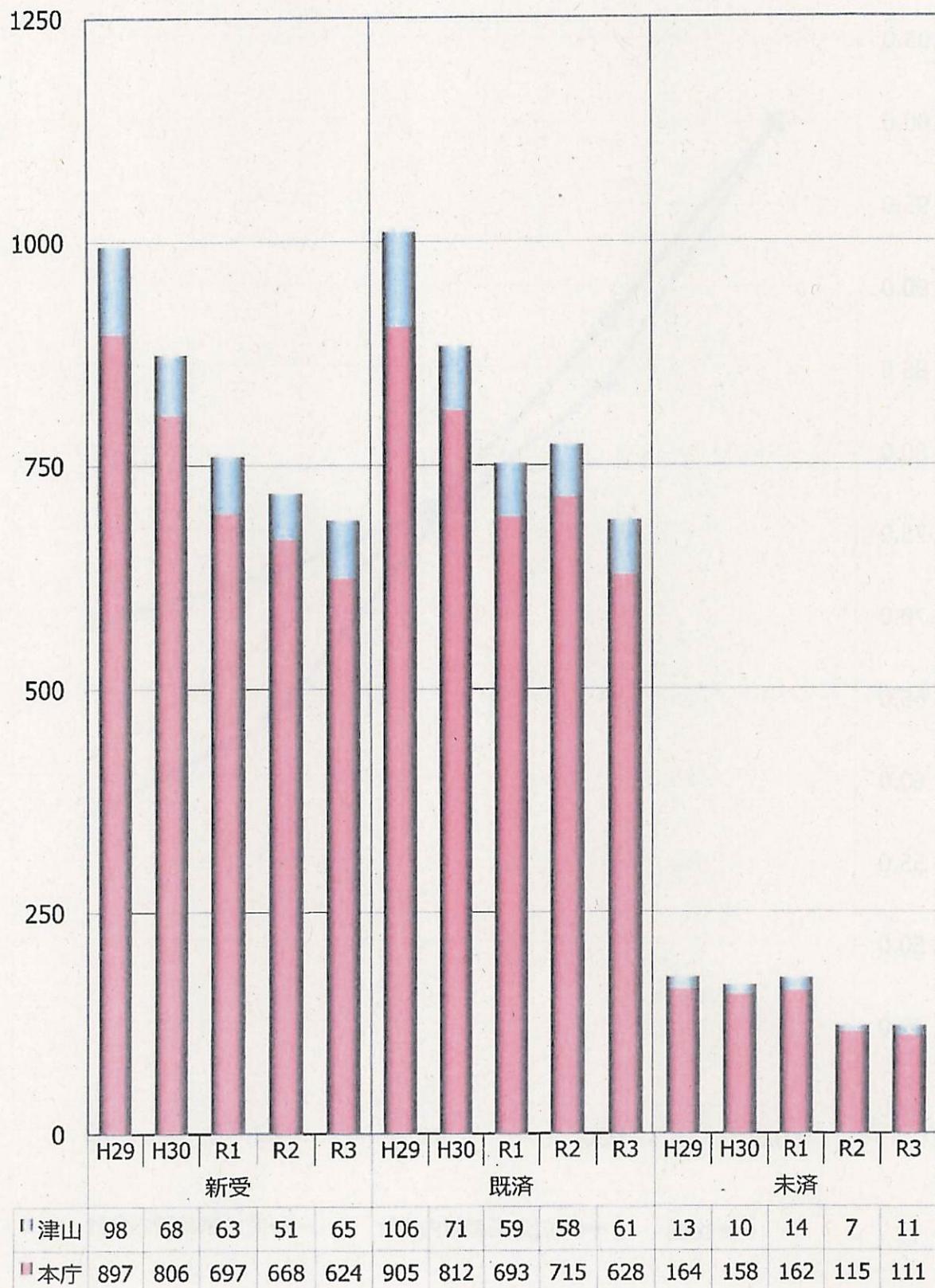
遺産分割事件



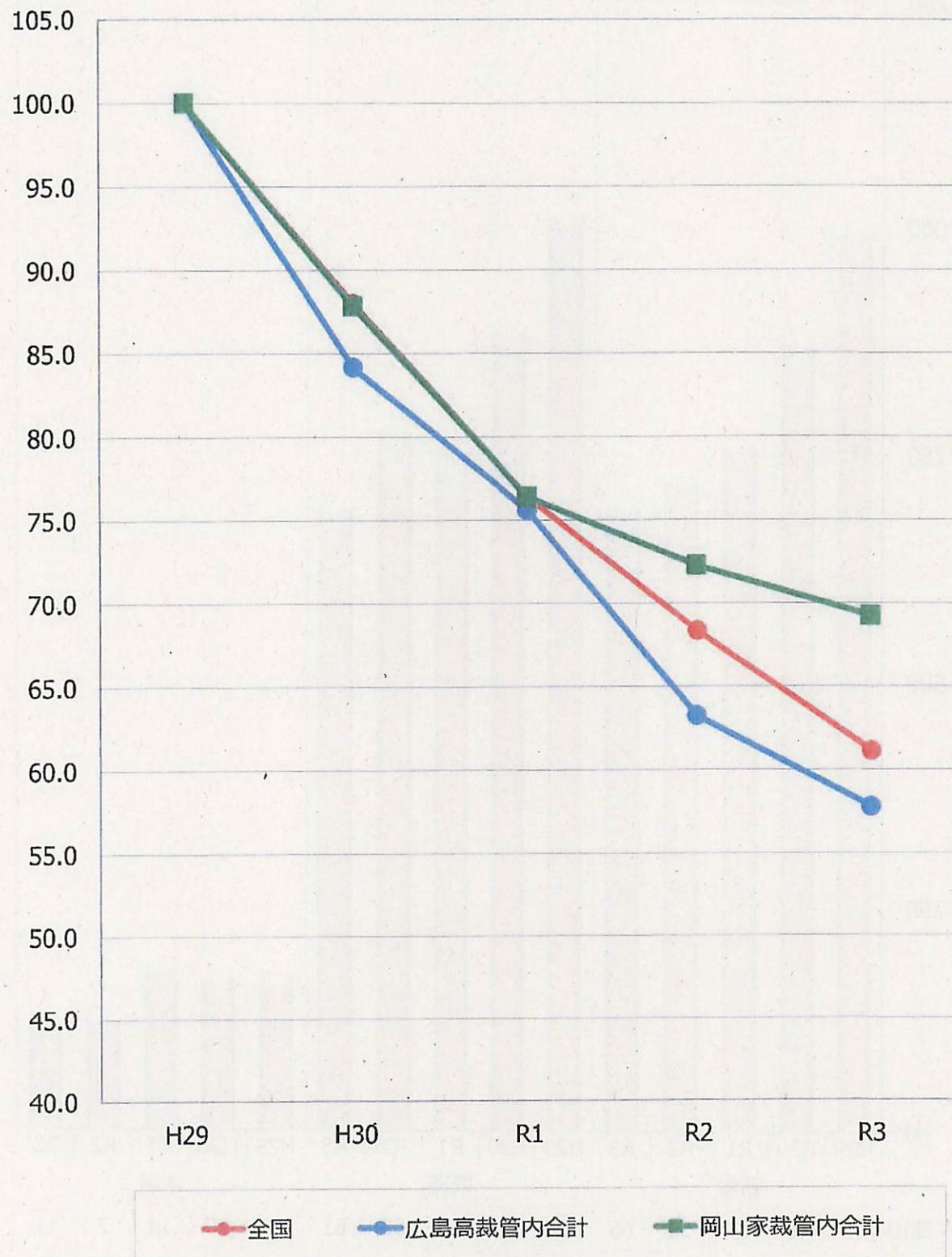
人事訴訟事件



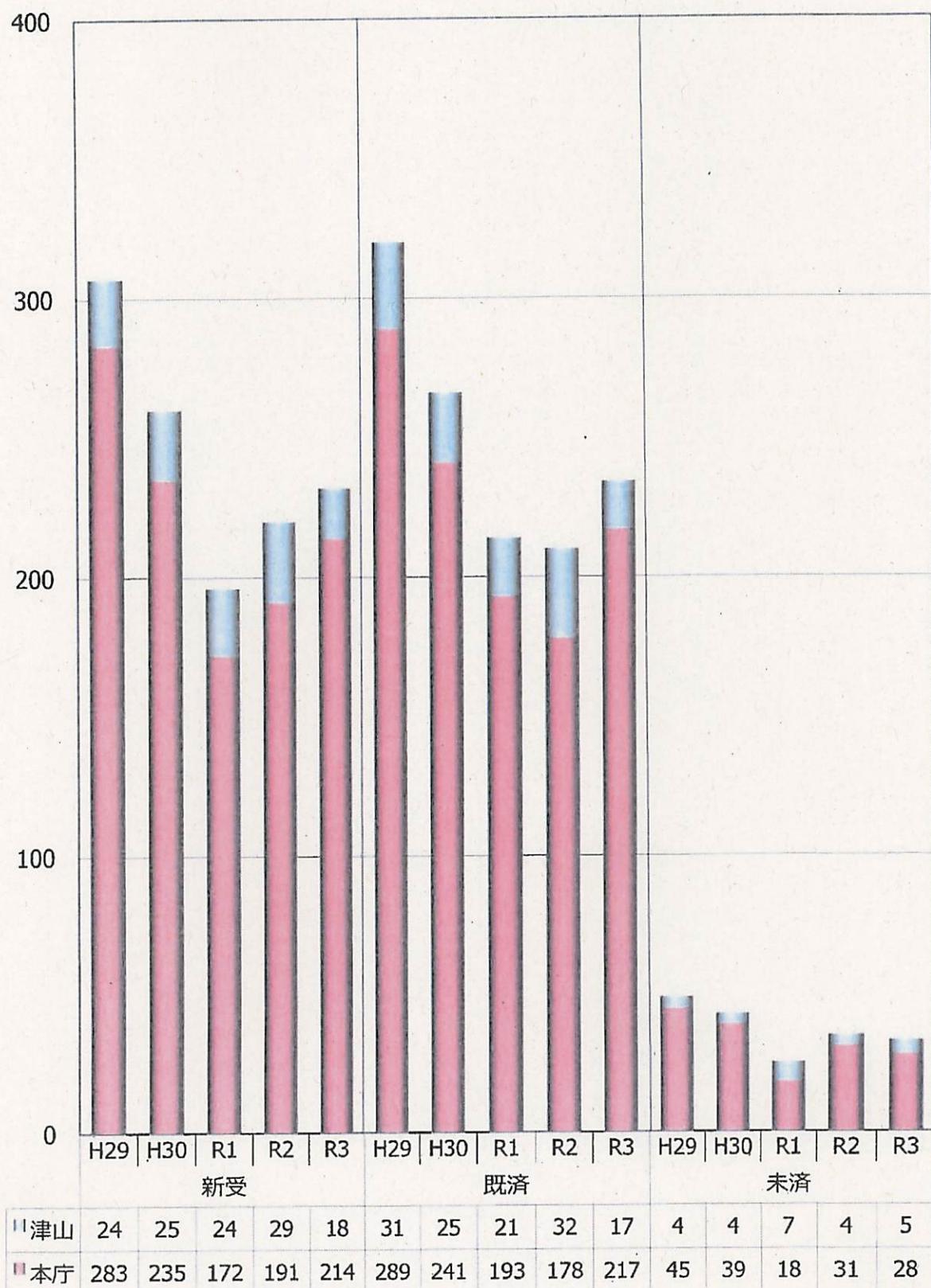
少年一般保護事件



少年一般保護新受事件数
(平成29年を100とした場合の変遷)



少年道路交通保護事件



家事事件長期未済事件調査表

令和4年9月30日現在

係属期間	3年 以上	4年 以上	5年 以上	7年 以上	10年 以上	計
岡山家庭裁判所	0	0	0	0	0	0

少年事件長期未済事件調査表

令和4年9月30日現在

係属期間	2年 以上	3年 以上	4年 以上	5年 以上	7年 以上	10年 以上	計
岡山家庭裁判所	0	0	0	0	0	0	0

人事訴訟・通常訴訟事件長期未済事件調査表

令和4年9月30日現在

係属期間	3年 以上	4年 以上	5年 以上	7年 以上	10年 以上	計
岡山家庭裁判所	0	0	0	0	0	0

検察審査事件

岡山検察審査会

(令和3年12月31日現在)

区分 年度	受理人員					既済人員								未済人員		
	旧 受	新受				合 計	起 訴	相 當	不 起 訴	不 當	相 當	打 切 り	申 却	下	移 送	
		申立	職權	移送	計											
29	4	21	0	0	21	25	0	0	19	0	1	0	20	5		
30	5	50	0	0	50	55	0	0	15	0	0	0	15	40		
1	40	12	0	0	12	52	0	0	12	2	34	0	48	4		
2	4	8	0	0	8	12	0	0	7	0	1	0	8	4		
3	4	11	0	0	11	15	0	0	10	0	0	0	10	5		